

SMT TOPIXインデックス・オープン
追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書
(請求目論見書)
2024年2月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

SMT TOPIXインデックス・オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月9日に関東財務局長に提出しており、2024年2月10日にその届出の効力が生じております。

発行者名	:	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	:	代表取締役社長 菱田 賀夫
本店の所在の場所	:	東京都港区芝公園一丁目1番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	1
（6）【申込単位】	1
（7）【申込期間】	2
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	3
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	13
3【投資リスク】	20
4【手数料等及び税金】	23
5【運用状況】	27
第2【管理及び運営】	35
1【申込（販売）手続等】	35
2【換金（解約）手続等】	36
3【資産管理等の概要】	38
4【受益者の権利等】	42
第3【ファンドの経理状況】	43
1【財務諸表】	46
2【ファンドの現況】	114
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	115
第三部【委託会社等の情報】	116
第1【委託会社等の概況】	116
1【委託会社等の概況】	116
2【事業の内容及び営業の概況】	117
3【委託会社等の経理状況】	118
4【利害関係人との取引制限】	152
5【その他】	152
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SMT TOPIX インデックス・オープン

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。

(7) 【申込期間】

2024年2月10日から2024年8月9日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されま
す。

(8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。
継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する
口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）
の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」
に記載の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、わが国の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

<信託金限度額>

上限 3,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリー ファンド	あり ()	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ショート型/絶対 収益追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング				
資産複合 () 資産配分 固定型 資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

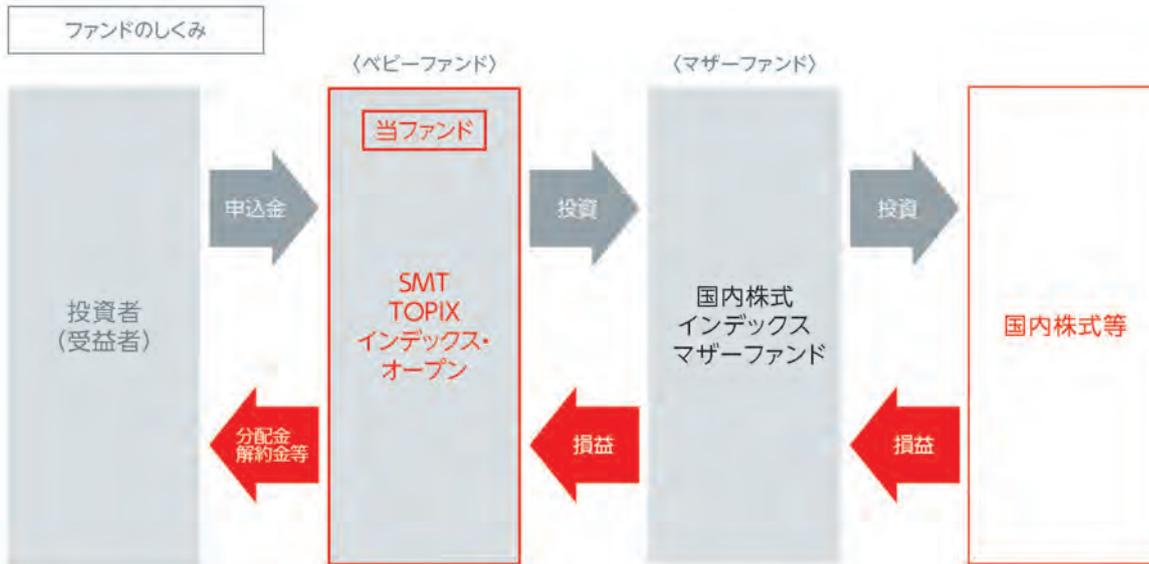
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

<ファンドの特色>

特色1

わが国の株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。



※各ファンドの純資産総額(2023年11月末現在)
ベビーファンド:269.44億円、マザーファンド:5,930.88億円

? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

<マザーファンドの概要>

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
国内株式インデックスマザーファンド	わが国の取引所に上場している株式	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

特色2 TOPIX(東証株価指数) (配当込み)に連動する投資成果を目指します。

TOPIX(東証株価指数)とは

インデックスの概要 (2023年11月末現在)

構成国	1ヵ国(日本)
構成銘柄数	2,157銘柄
時価総額	約451兆円

※上記時価総額は浮動株ベース

TOPIXの構成銘柄時価総額上位10銘柄

順位	銘柄名	時価総額(億円)
1	トヨタ自動車	205,165
2	ソニーグループ	121,253
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	103,500
4	キーエンス	84,740
5	日本電信電話	69,047
6	東京エレクトロン	67,986
7	三井住友フィナンシャルグループ	67,955
8	日立製作所	66,751
9	三菱商事	64,341
10	信越化学工業	63,298

※上記時価総額は浮動株ベース

ベンチマークの推移

(2013年11月末～2023年11月末)



(出所) 株式会社東京証券取引所のデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。TOPIX(東証株価指数) (配当込み) (以下、「配当込みTOPIX」という。)の指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

※上記は過去のベンチマークデータをもとに作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用状況を表したものではありません。

- ① TOPIX (東証株価指数) (配当込み) (以下、「配当込みTOPIX」という。)の指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。
- ② JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、配当込みTOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又は配当込みTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ JPXは、配当込みTOPIXの指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の配当込みTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ JPXは、配当込みTOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

- ⑤本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを配当込み T O P I X の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

分配方針

- 年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配を行わないことがあります。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

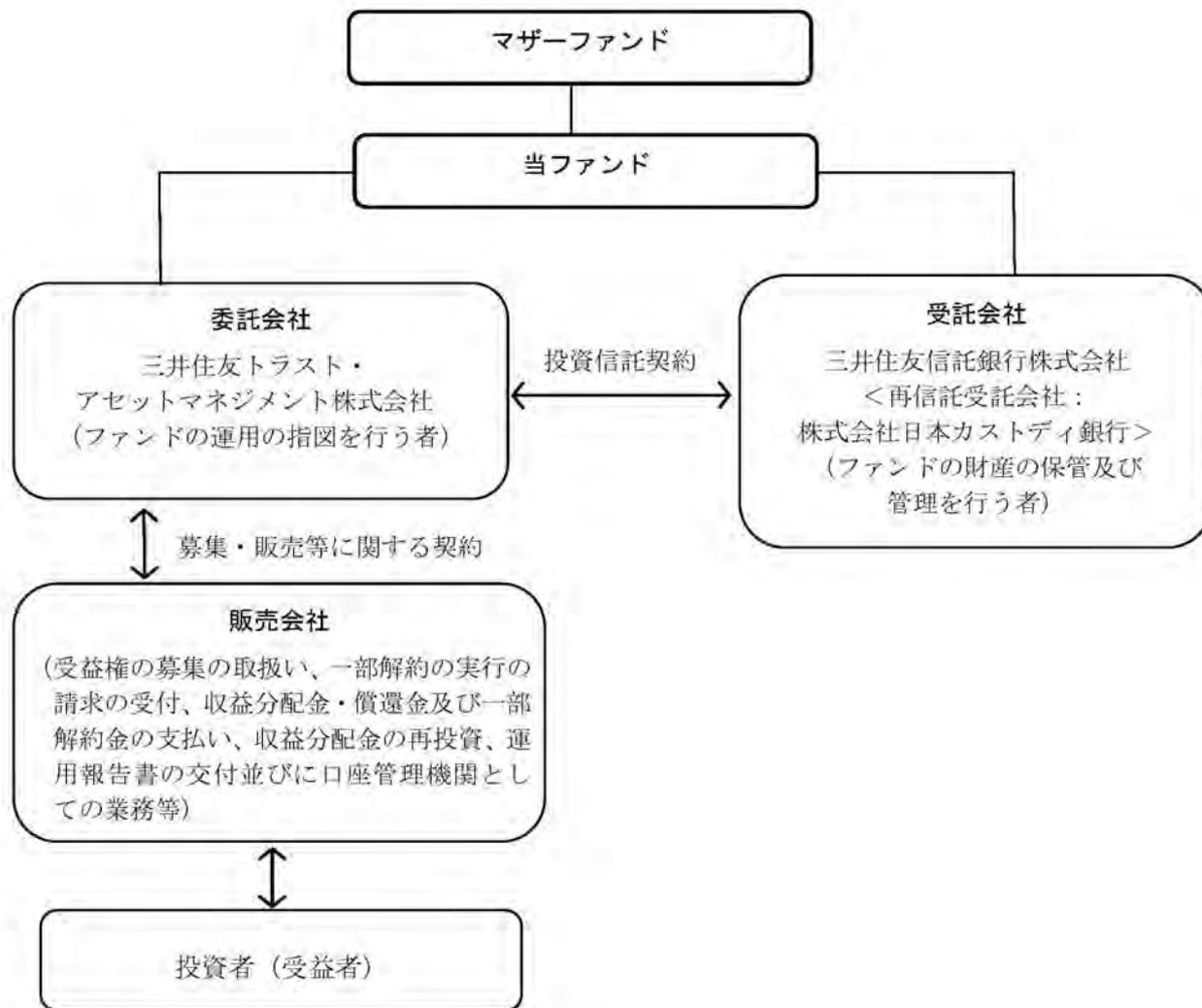
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2008年1月9日 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
2012年4月1日 本ファンドの名称を「STAM TOPIX インデックス・オープン」から「SMT TOPIX インデックス・オープン」に変更
本ファンドの主要投資対象である「住信 国内株式インデックス マザーファンド」の名称を「国内株式インデックス マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2023年11月30日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

- 1986年11月1日： 住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日： 投資顧問業の登録
1987年9月9日： 投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日： 住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日： 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日： 証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日： 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日： 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日： 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) 基本方針

本ファンドは、主として「国内株式インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(ロ) 運用方法

①投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

②投資態度

- 1) 主として、マザーファンド受益証券に投資し、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2) 株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
- 3) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 4) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 5) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

6)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

(イ) 本ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(ロ) 委託者は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ハ) 委託者は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ニ) 前記(ロ)の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記(ハ)第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの概要

「国内株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①原則としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②株式への組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
- ③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した

場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

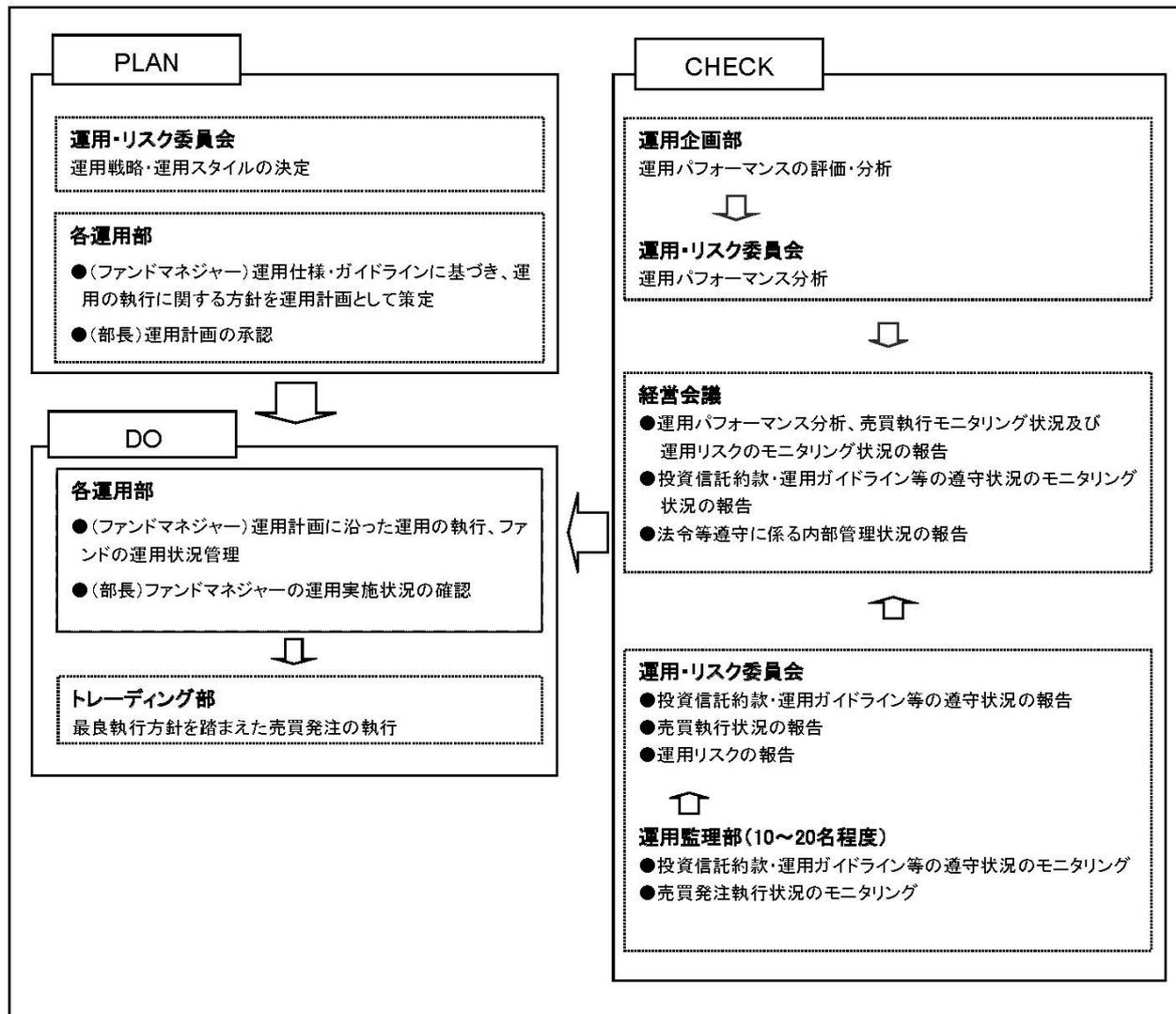
- ④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

3. 運用制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は、行いません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

- ・年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

<約款に定める投資制限>

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。(投資信託約款の「運用の基本方針」)
- ②外貨建資産への投資は行いません。(投資信託約款の「運用の基本方針」)
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。(投資信託約款の「運用の基本方針」)
- ⑤同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)
- ⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)
- ⑧委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。(投資信託約款第19条)
- ⑨委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。(投資信託約款第22条)
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

- ⑩委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（投資信託約款第23条）
- ⑪委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第24条）
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ⑫委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第30条）
- ⑬前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑭デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ※前記①および③から⑦における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記①および③から⑦に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<関連法令に基づく投資制限>

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(イ) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ①ファンドは、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ②同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当

する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

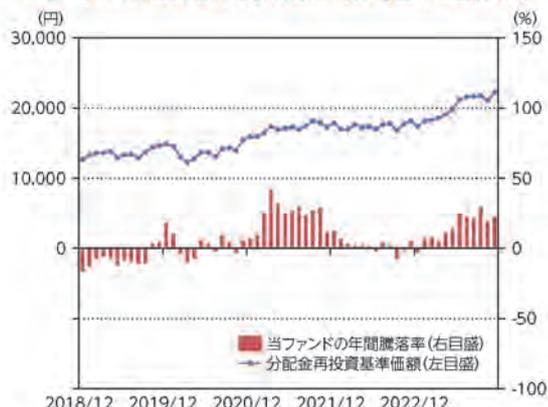
（ロ）リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

[参考情報]

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2018年12月～2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX(東証株価指数) (配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX協研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての可能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る権利又は商標は、株式会社JPX協研又は株式会社JPX協研の関連会社(以下「JPX」という)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る権利又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコグサインデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコグサインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに際し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、遅延又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMorganグローバル・デベロップメント・マーズ・インデックス(配当込み、円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.407%（税抜 0.37%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.154% （税抜 0.14%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.198% （税抜 0.18%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.055% （税抜 0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（原則として配当控除の適用が可能です。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率 (内 訳)
2037 年 12 月 31 日まで	20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%)
2038 年 1 月 1 日以降	20% (所得税 15%、住民税 5%)

(2037 年 12 月 31 日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

ロ. 一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ. の表の通りです。

ハ. 損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 (所得税のみ)
2037 年 12 月 31 日まで	15.315%
2038 年 1 月 1 日以降	15%

(2037 年 12 月 31 日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

③個別元本について

イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金

(特別分配金)」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年1月1日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率 (1+2)	運用管理費用の比率 1)	その他費用の比率 2)
0.42%	0.41%	0.01%

※対象期間は2023年5月11日～2023年11月10日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は、2023年11月30日現在の状況について記載してあります。

【SMT TOPIXインデックス・オープン】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	26,931,017,027	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	13,413,035	0.05
合計(純資産総額)		26,944,430,062	100.00

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス マザーファンド	11,054,064,371	2.3973	26,499,908,517	2.4363	26,931,017,027	99.95

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

		純資産総額 (円)		1 万口当たりの純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 期計算期間末	(2014 年 5 月 12 日)	6,044,207,903	6,044,207,903	9,089	9,089
第 14 期計算期間末	(2014 年 11 月 10 日)	7,488,249,213	7,502,214,216	10,724	10,744
第 15 期計算期間末	(2015 年 5 月 11 日)	9,127,104,723	9,141,496,644	12,684	12,704
第 16 期計算期間末	(2015 年 11 月 10 日)	10,397,725,242	10,397,725,242	12,706	12,706
第 17 期計算期間末	(2016 年 5 月 10 日)	9,537,244,414	9,537,244,414	10,769	10,769
第 18 期計算期間末	(2016 年 11 月 10 日)	10,216,511,031	10,216,511,031	11,198	11,198
第 19 期計算期間末	(2017 年 5 月 10 日)	11,400,453,747	11,400,453,747	13,020	13,020
第 20 期計算期間末	(2017 年 11 月 10 日)	13,343,122,490	13,343,122,490	14,906	14,906
第 21 期計算期間末	(2018 年 5 月 10 日)	14,591,689,941	14,591,689,941	14,859	14,859
第 22 期計算期間末	(2018 年 11 月 12 日)	14,879,015,751	14,879,015,751	14,090	14,090
第 23 期計算期間末	(2019 年 5 月 10 日)	13,928,017,781	13,928,017,781	13,209	13,209
第 24 期計算期間末	(2019 年 11 月 11 日)	14,934,680,861	14,934,680,861	14,668	14,668
第 25 期計算期間末	(2020 年 5 月 11 日)	13,518,628,748	13,518,628,748	12,906	12,906
第 26 期計算期間末	(2020 年 11 月 10 日)	15,214,527,366	15,214,527,366	14,945	14,945
第 27 期計算期間末	(2021 年 5 月 10 日)	19,352,094,438	19,352,094,438	17,307	17,307
第 28 期計算期間末	(2021 年 11 月 10 日)	21,458,718,464	21,458,718,464	17,946	17,946
第 29 期計算期間末	(2022 年 5 月 10 日)	21,549,725,997	21,549,725,997	16,836	16,836
第 30 期計算期間末	(2022 年 11 月 10 日)	22,729,644,483	22,729,644,483	17,699	17,699
第 31 期計算期間末	(2023 年 5 月 10 日)	24,760,833,459	24,760,833,459	19,297	19,297
第 32 期計算期間末	(2023 年 11 月 10 日)	26,579,315,126	26,579,315,126	21,816	21,816
	2022 年 11 月末日	23,879,438,756	—	18,145	—
	12 月末日	22,798,360,666	—	17,311	—
	2023 年 1 月末日	23,627,892,887	—	18,070	—
	2 月末日	23,738,193,146	—	18,236	—
	3 月末日	24,039,848,903	—	18,540	—
	4 月末日	24,545,032,736	—	19,033	—
	5 月末日	24,832,590,143	—	19,715	—
	6 月末日	26,582,297,152	—	21,196	—
	7 月末日	26,977,561,604	—	21,505	—
	8 月末日	26,351,359,089	—	21,590	—
	9 月末日	26,457,742,907	—	21,696	—
	10 月末日	25,805,695,955	—	21,040	—
	11 月末日	26,944,430,062	—	22,170	—

②【分配の推移】

	期 間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 13 期計算期間	2013 年 11 月 12 日～2014 年 5 月 12 日	0
第 14 期計算期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 11 月 10 日	20
第 15 期計算期間	2014 年 11 月 11 日～2015 年 5 月 11 日	20
第 16 期計算期間	2015 年 5 月 12 日～2015 年 11 月 10 日	0
第 17 期計算期間	2015 年 11 月 11 日～2016 年 5 月 10 日	0
第 18 期計算期間	2016 年 5 月 11 日～2016 年 11 月 10 日	0
第 19 期計算期間	2016 年 11 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	0
第 20 期計算期間	2017 年 5 月 11 日～2017 年 11 月 10 日	0
第 21 期計算期間	2017 年 11 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	0
第 22 期計算期間	2018 年 5 月 11 日～2018 年 11 月 12 日	0
第 23 期計算期間	2018 年 11 月 13 日～2019 年 5 月 10 日	0
第 24 期計算期間	2019 年 5 月 11 日～2019 年 11 月 11 日	0
第 25 期計算期間	2019 年 11 月 12 日～2020 年 5 月 11 日	0
第 26 期計算期間	2020 年 5 月 12 日～2020 年 11 月 10 日	0
第 27 期計算期間	2020 年 11 月 11 日～2021 年 5 月 10 日	0
第 28 期計算期間	2021 年 5 月 11 日～2021 年 11 月 10 日	0
第 29 期計算期間	2021 年 11 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	0
第 30 期計算期間	2022 年 5 月 11 日～2022 年 11 月 10 日	0
第 31 期計算期間	2022 年 11 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	0
第 32 期計算期間	2023 年 5 月 11 日～2023 年 11 月 10 日	0

③【収益率の推移】

	期 間	収益率 (%)
第 13 期計算期間	2013 年 11 月 12 日～2014 年 5 月 12 日	△1.4
第 14 期計算期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 11 月 10 日	18.2
第 15 期計算期間	2014 年 11 月 11 日～2015 年 5 月 11 日	18.5
第 16 期計算期間	2015 年 5 月 12 日～2015 年 11 月 10 日	0.2
第 17 期計算期間	2015 年 11 月 11 日～2016 年 5 月 10 日	△15.2
第 18 期計算期間	2016 年 5 月 11 日～2016 年 11 月 10 日	4.0
第 19 期計算期間	2016 年 11 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	16.3
第 20 期計算期間	2017 年 5 月 11 日～2017 年 11 月 10 日	14.5
第 21 期計算期間	2017 年 11 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	△0.3
第 22 期計算期間	2018 年 5 月 11 日～2018 年 11 月 12 日	△5.2
第 23 期計算期間	2018 年 11 月 13 日～2019 年 5 月 10 日	△6.3
第 24 期計算期間	2019 年 5 月 11 日～2019 年 11 月 11 日	11.0
第 25 期計算期間	2019 年 11 月 12 日～2020 年 5 月 11 日	△12.0
第 26 期計算期間	2020 年 5 月 12 日～2020 年 11 月 10 日	15.8
第 27 期計算期間	2020 年 11 月 11 日～2021 年 5 月 10 日	15.8

第 28 期計算期間	2021 年 5 月 11 日～2021 年 11 月 10 日	3.7
第 29 期計算期間	2021 年 11 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	△6.2
第 30 期計算期間	2022 年 5 月 11 日～2022 年 11 月 10 日	5.1
第 31 期計算期間	2022 年 11 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	9.0
第 32 期計算期間	2023 年 5 月 11 日～2023 年 11 月 10 日	13.1

(注 1) 収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に 100 を乗じて得た数字です。

(注 2) 小数第 2 位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第 13 期計算期間	2013 年 11 月 12 日～2014 年 5 月 12 日	2,228,875,916	2,388,595,365	6,650,391,031
第 14 期計算期間	2014 年 5 月 13 日～2014 年 11 月 10 日	1,938,877,887	1,606,767,122	6,982,501,796
第 15 期計算期間	2014 年 11 月 11 日～2015 年 5 月 11 日	2,067,554,419	1,854,095,258	7,195,960,957
第 16 期計算期間	2015 年 5 月 12 日～2015 年 11 月 10 日	2,341,370,460	1,354,016,662	8,183,314,755
第 17 期計算期間	2015 年 11 月 11 日～2016 年 5 月 10 日	2,021,657,678	1,348,425,656	8,856,546,777
第 18 期計算期間	2016 年 5 月 11 日～2016 年 11 月 10 日	1,257,933,535	991,132,282	9,123,348,030
第 19 期計算期間	2016 年 11 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	2,173,145,730	2,540,456,491	8,756,037,269
第 20 期計算期間	2017 年 5 月 11 日～2017 年 11 月 10 日	2,519,414,800	2,324,128,317	8,951,323,752
第 21 期計算期間	2017 年 11 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	2,607,460,764	1,738,803,998	9,819,980,518
第 22 期計算期間	2018 年 5 月 11 日～2018 年 11 月 12 日	2,486,267,921	1,746,315,247	10,559,933,192
第 23 期計算期間	2018 年 11 月 13 日～2019 年 5 月 10 日	1,277,718,515	1,293,130,911	10,544,520,796
第 24 期計算期間	2019 年 5 月 11 日～2019 年 11 月 11 日	1,004,268,003	1,367,082,694	10,181,706,105
第 25 期計算期間	2019 年 11 月 12 日～2020 年 5 月 11 日	1,979,436,352	1,686,847,461	10,474,294,996
第 26 期計算期間	2020 年 5 月 12 日～2020 年 11 月 10 日	1,269,241,021	1,563,441,855	10,180,094,162
第 27 期計算期間	2020 年 11 月 11 日～2021 年 5 月 10 日	3,243,844,534	2,242,069,019	11,181,869,677
第 28 期計算期間	2021 年 5 月 11 日～2021 年 11 月 10 日	2,980,241,760	2,204,406,590	11,957,704,847
第 29 期計算期間	2021 年 11 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	2,766,022,174	1,923,667,557	12,800,059,464
第 30 期計算期間	2022 年 5 月 11 日～2022 年 11 月 10 日	1,538,024,055	1,495,523,013	12,842,560,506
第 31 期計算期間	2022 年 11 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	1,206,136,072	1,217,248,401	12,831,448,177
第 32 期計算期間	2023 年 5 月 11 日～2023 年 11 月 10 日	1,023,706,803	1,671,553,307	12,183,601,673

(注) 当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

国内株式インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	585,530,811,600	98.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,557,284,416	1.27

合計(純資産総額)	593,088,096,016	100.00
-----------	-----------------	--------

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	7,436,880,000	1.25

(注1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,523,200	1,939.46	18,469,906,255	2,794.50	26,612,582,400	4.49
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,226,800	13,265.89	16,274,598,820	12,820.00	15,727,576,000	2.65
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	10,697,400	932.95	9,980,187,472	1,255.00	13,425,237,000	2.26
日本	株式	キーエンス	電気機器	173,500	68,494.40	11,883,778,534	63,350.00	10,991,225,000	1.85
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	51,740,600	162.87	8,426,998,967	173.10	8,956,297,860	1.51
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	367,100	19,732.85	7,243,931,742	24,025.00	8,819,577,500	1.49
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,214,500	5,672.66	6,889,457,497	7,258.00	8,814,841,000	1.49
日本	株式	日立製作所	電気機器	842,300	8,151.34	6,865,873,682	10,285.00	8,663,055,500	1.46
日本	株式	三菱商事	卸売業	1,212,000	6,004.29	7,277,206,437	6,886.00	8,345,832,000	1.41
日本	株式	信越化学工業	化学	1,575,300	4,412.24	6,950,614,790	5,212.00	8,210,463,600	1.38
日本	株式	任天堂	その他製品	1,095,000	5,917.03	6,479,157,439	6,912.00	7,568,640,000	1.28
日本	株式	三井物産	卸売業	1,382,600	4,700.59	6,499,042,689	5,392.00	7,454,979,200	1.26
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,320,000	4,444.98	5,867,375,447	5,505.00	7,266,600,000	1.23
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,233,500	4,989.42	6,154,457,475	5,738.00	7,077,823,000	1.19
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,539,400	4,534.95	6,981,111,922	4,165.00	6,411,601,000	1.08
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,229,400	1,345.49	5,690,642,880	1,509.00	6,382,164,600	1.08
日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,344,100	4,357.71	5,857,204,434	4,625.00	6,216,462,500	1.05
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,688,400	3,114.96	5,259,311,192	3,648.00	6,159,283,200	1.04
日本	株式	第一三共	医薬品	1,515,300	4,536.70	6,874,470,520	4,000.00	6,061,200,000	1.02
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,305,600	2,082.05	4,800,394,067	2,512.00	5,791,667,200	0.98
日本	株式	HOYA	精密機器	344,500	17,133.38	5,902,452,381	16,665.00	5,741,092,500	0.97
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通	858,100	5,563.29	4,773,864,377	6,020.00	5,165,762,000	0.87

			信業						
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,798,400	1,513.01	4,234,018,246	1,798.50	5,032,922,400	0.85
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	943,600	5,370.07	5,067,204,414	5,025.00	4,741,590,000	0.80
日本	株式	ダイキン工業	機械	209,100	26,724.02	5,587,993,967	22,155.00	4,632,610,500	0.78
日本	株式	村田製作所	電気機器	1,578,100	2,750.94	4,341,264,707	2,883.50	4,550,451,350	0.77
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,037,700	3,086.87	3,203,247,397	3,801.00	3,944,297,700	0.67
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,949,600	1,823.38	3,554,876,734	2,009.00	3,916,746,400	0.66
日本	株式	SMC	機械	52,400	74,502.10	3,903,910,219	74,450.00	3,901,180,000	0.66
日本	株式	丸紅	卸売業	1,529,900	2,116.76	3,238,433,557	2,307.00	3,529,479,300	0.60

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.37
		建設業	2.05
		食料品	3.39
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.17
		化学	5.90
		医薬品	4.69
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.71
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.97
		非鉄金属	0.68
		金属製品	0.52
		機械	5.15
		電気機器	17.08
		輸送用機器	8.56
		精密機器	2.30
		その他製品	2.27
		電気・ガス業	1.36
		陸運業	2.74
		海運業	0.74
		空運業	0.44
倉庫・運輸関連業	0.15		
情報・通信業	7.59		
卸売業	6.93		

	小売業	4.22
	銀行業	7.08
	証券、商品先物取引業	0.78
	保険業	2.41
	その他金融業	1.14
	不動産業	1.93
	サービス業	4.75
	小計	98.73
合計		98.73

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	313円		7,152,618,900	7,436,880,000	1.25

(注 1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

運用実績

当初設定日：2008年1月9日
作成基準日：2023年11月30日

基準価額・純資産の推移



基準価額 22,170円

純資産総額 269.44億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2021年11月	0円
2022年5月	0円
2022年11月	0円
2023年5月	0円
2023年11月	0円
設定来 分配金合計額	40円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国・地域	種類	業種	実質投資比率
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	4.5%
ソニーグループ	日本	株式	電気機器	2.7%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	2.3%
キーエンス	日本	株式	電気機器	1.9%
日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	1.5%
東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	1.5%
三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	1.5%
日立製作所	日本	株式	電気機器	1.5%
三菱商事	日本	株式	卸売業	1.4%
信越化学工業	日本	株式	化学	1.4%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※2023年は年初から作成基準日までの収益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」(※)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料をご覧ください。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

ありません。

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当

該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

ありません。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

①本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象であるわが国の取引所に上場されている株式の評価方法

原則として、当該株式が上場されている取引所における本ファンドの基準価額計算日の最終相場で評価します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ (<https://www.smtam.jp/>) でご覧いただけます。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。(2008年1月9日設定)

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了(償還)と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとします。(第1計算期間は、2008年1月9日から2008年5月12日までとします。)

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了

日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>

(1) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記(1)①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1) 投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引

業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。) から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間(2023年5月11日から2023年11月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMT TOPIXインデックス・オープンの2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMT TOPIXインデックス・オープンの2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を

開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン드는継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンズと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【SMT TOPIXインデックス・オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 31 期 (2023 年 5 月 10 日現在)	第 32 期 (2023 年 11 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	91,906,816	89,072,188
親投資信託受益証券	24,748,385,381	26,566,035,498
未収入金	450,223	47,415,117
流動資産合計	24,840,742,420	26,702,522,803
資産合計	24,840,742,420	26,702,522,803
負債の部		
流動負債		
未払解約金	31,613,457	68,933,300
未払受託者報酬	6,439,393	7,236,588
未払委託者報酬	41,212,045	46,314,139
未払利息	184	54
その他未払費用	643,882	723,596
流動負債合計	79,908,961	123,207,677
負債合計	79,908,961	123,207,677
純資産の部		
元本等		
元本	12,831,448,177	12,183,601,673
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	11,929,385,282	14,395,713,453
(分配準備積立金)	4,635,097,421	6,942,704,034
元本等合計	24,760,833,459	26,579,315,126
純資産合計	24,760,833,459	26,579,315,126
負債純資産合計	24,840,742,420	26,702,522,803

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 31 期		第 32 期	
	自 2022 年 11 月 11 日	至 2023 年 5 月 10 日	自 2023 年 5 月 11 日	至 2023 年 11 月 10 日
営業収益				
受取利息		154		167
有価証券売買等損益		2,124,134,468		3,221,780,926
営業収益合計		2,124,134,622		3,221,781,093
営業費用				
支払利息		10,589		18,020
受託者報酬		6,439,393		7,236,588
委託者報酬		41,212,045		46,314,139
その他費用		643,882		723,596
営業費用合計		48,305,909		54,292,343
営業利益又は営業損失 (△)		2,075,828,713		3,167,488,750
経常利益又は経常損失 (△)		2,075,828,713		3,167,488,750
当期純利益又は当期純損失 (△)		2,075,828,713		3,167,488,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		66,659,578		277,825,948
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		9,887,083,977		11,929,385,282
剰余金増加額又は欠損金減少額		971,123,373		1,138,435,925
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		971,123,373		1,138,435,925
剰余金減少額又は欠損金増加額		937,991,203		1,561,770,556
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		937,991,203		1,561,770,556
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		11,929,385,282		14,395,713,453

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第31期 (2023年5月10日現在)	第32期 (2023年11月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	12,831,448,177 口	12,183,601,673 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.9297 円 (19,297 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2.1816 円 (21,816 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日			第32期 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	319,211,754 円	費用控除後の配当等収益額	A	286,611,154 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,185,018,132 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,603,051,648 円
収益調整金額	C	13,978,448,970 円	収益調整金額	C	13,623,604,620 円
分配準備積立金額	D	3,130,867,535 円	分配準備積立金額	D	4,053,041,232 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,613,546,391 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,566,308,654 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,831,448,177 口	当ファンドの期末残存口数	F	12,183,601,673 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,506 円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	16,880 円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第32期 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第32期 (2023年11月10日現在)

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第31期 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日	第32期 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	12,842,560,506 円	12,831,448,177 円
期中追加設定元本額	1,206,136,072 円	1,023,706,803 円
期中一部解約元本額	1,217,248,401 円	1,671,553,307 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第31期 (2023年5月10日現在)	第32期 (2023年11月10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,088,002,452	3,069,148,543
合計	2,088,002,452	3,069,148,543

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス マザーファンド	11,083,960,071	26,566,035,498	
合計		11,083,960,071	26,566,035,498	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

国内株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2023年11月10日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,997,730,222
株式	576,021,081,110
派生商品評価勘定	220,368,050
未収配当金	5,399,151,333
差入委託証拠金	370,840,831
流動資産合計	584,009,171,546
資産合計	584,009,171,546
負債の部	
流動負債	
前受金	220,476,400
未払解約金	434,602,911
未払利息	1,227
その他未払費用	176
流動負債合計	655,080,714

負債合計	655,080,714
純資産の部	
元本等	
元本	243,386,208,471
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	339,967,882,361
元本等合計	583,354,090,832
純資産合計	583,354,090,832
負債純資産合計	584,009,171,546

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年11月10日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2023年11月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	243,386,208,471 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.3968円 (1万口当たり純資産額) (23,968円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2023年11月10日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク等に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。</p> <p>運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。</p>
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2023年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2023年11月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年5月11日
期首元本額	257,573,311,804円
期中追加設定元本額	12,603,664,872円
期中一部解約元本額	26,790,768,205円
期末元本額	243,386,208,471円
期末元本額の内訳	
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	312,299,698円
SBI資産設計オープン（資産成長型）	3,459,774,303円
SBI資産設計オープン（分配型）	13,127,723円
SMT TOPIXインデックス・オープン	11,083,960,071円

世界経済インデックスファンド	5,141,931,419円
日本株式インデックス・オープン	2,987,359,796円
DCマイセレクション25	5,404,884,842円
DCマイセレクション50	17,382,339,282円
DCマイセレクション75	18,602,745,729円
DC日本株式インデックス・オープン	6,049,204,045円
DCマイセレクションS25	3,180,298,083円
DCマイセレクションS50	9,562,663,682円
DCマイセレクションS75	8,191,240,859円
DC日本株式インデックス・オープンS	9,174,856,484円
DCターゲット・イヤーフンド2025	91,858,961円
DCターゲット・イヤーフンド2035	619,004,145円
DCターゲット・イヤーフンド2045	485,168,989円
DC世界経済インデックスファンド	3,773,005,432円
日本株式インデックス・オープン(SMA専用)	882,572,447円
国内バランス60VA1(適格機関投資家専用)	2,789,509円
マイセレクション50VA1(適格機関投資家専用)	9,924,980円
マイセレクション75VA1(適格機関投資家専用)	13,704,323円
日本株式インデックス・オープンVA1(適格機関投資家専用)	150,809,109円
国内バランス60VA2(適格機関投資家専用)	2,043,492円
バランス30VA1(適格機関投資家専用)	17,358,838円
バランス50VA1(適格機関投資家専用)	70,516,841円
バランス25VA2(適格機関投資家専用)	16,387,263円
バランス50VA2(適格機関投資家専用)	47,950,791円
バランスA(25)VA1(適格機関投資家専用)	521,066,811円
バランスB(37.5)VA1(適格機関投資家専用)	323,266,014円
バランスC(50)VA1(適格機関投資家専用)	2,170,179,214円
世界バランスVA1(適格機関投資家専用)	29,983,810円
世界バランスVA2(適格機関投資家専用)	12,709,949円
バランスD(35)VA1(適格機関投資家専用)	338,635,110円
バランスE(25)VA1(適格機関投資家専用)	186,556,757円
バランスF(25)VA1(適格機関投資家専用)	251,294,495円
国内バランス25VA1(適格機関投資家専用)	20,233,379円
FOFs用日本株式インデックス・オープン(適格機関投資家専用)	420,119,593円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	2,536,242,081円
日本株式ファンド・シリーズ2	1,881,397,351円
コア投資戦略ファンド(安定型)	1,155,853,727円
コア投資戦略ファンド(成長型)	2,631,424,283円
分散投資コア戦略ファンドA	1,940,288,367円
分散投資コア戦略ファンドS	6,367,530,443円
DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)	590,936,372円
DC世界経済インデックスファンド(債券シフト型)	406,871,372円
コア投資戦略ファンド(切替型)	1,171,089,468円
世界経済インデックスファンド(株式シフト型)	201,563,278円
世界経済インデックスファンド(債券シフト型)	9,725,304円
SMTインデックスバランス・オープン	49,761,761円
国内株式SMTBセレクション(SMA専用)	19,555,863,479円
サテライト投資戦略ファンド(株式型)	267,816,957円
SMT世界経済インデックス・オープン	51,989,732円
SMT世界経済インデックス・オープン(株式シフト型)	214,598,972円
SMT世界経済インデックス・オープン(債券シフト型)	37,022,268円
SMT8資産インデックスバランス・オープン	12,012,704円
グローバル経済コア	217,159,540円
SBI資産設計オープン(つみたてNISA対応型)	33,636,987円
MySMTTOPIXインデックス(ノーロード)	1,281,774,344円
DCターゲット・イヤーフンド2055	30,773,557円
コア投資戦略ファンド(切替型ワイド)	964,175,269円

コア投資戦略ファンド（積極成長型）	238,161,809 円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2030	52,333,491 円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2040	49,883,615 円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2050	21,355,249 円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2060	23,971,760 円
10資産分散投資ファンド	92,848,595 円
グローバル10資産バランスファンド	2,425,880 円
FOFs用 国内株式インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	42,174,883,011 円
FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	499,241,058 円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	303,448,206 円
FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	21,459,738 円
SMTAM9資産アロケーションファンド（適格機関投資家専用）	437,099,410 円
SMTAM日本株式インデックスファンドVLP（適格機関投資家専用）	46,626,298,970 円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	17,961,095 円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	211,502,700 円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年11月10日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		42,825,103,057
合計		42,825,103,057

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「国内株式インデックス マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（2023年11月10日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	6,229,643,600	—	6,450,120,000	220,476,400
合計		6,229,643,600	—	6,450,120,000	220,476,400

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	9,200	3,740.00	34,408,000	

ニッセイ	243,200	708.10	172,209,920	
マルハニチロ	36,100	2,781.00	100,394,100	
雪国まいたけ	20,700	934.00	19,333,800	
カネコ種苗	7,400	1,405.00	10,397,000	
サカタのタネ	27,700	4,065.00	112,600,500	
ホクト	19,500	1,825.00	35,587,500	
ホクリョウ	2,300	1,005.00	2,311,500	
住石ホールディングス	25,100	656.00	16,465,600	
日鉄鉱業	9,800	5,030.00	49,294,000	
三井松島ホールディングス	14,400	2,748.00	39,571,200	
I N P E X	899,300	2,040.00	1,834,572,000	
石油資源開発	28,200	5,430.00	153,126,000	
K&Oエナジーグループ	11,000	2,331.00	25,641,000	
ショーボンドホールディングス	33,100	5,920.00	195,952,000	
ミライト・ワン	80,400	1,992.00	160,156,800	
タマホーム	15,300	3,615.00	55,309,500	
サンヨーホームズ	2,000	719.00	1,438,000	
日本アクア	6,700	980.00	6,566,000	
ファーストコーポレーション	4,100	750.00	3,075,000	
ベステラ	3,500	996.00	3,486,000	
キャンディル	2,900	578.00	1,676,200	
ダイセキ環境ソリューション	3,300	975.00	3,217,500	
第一カッター興業	6,200	1,268.00	7,861,600	
安藤・間	140,900	1,075.00	151,467,500	
東急建設	76,200	794.00	60,502,800	
コムシスホールディングス	77,600	3,309.00	256,778,400	
ビーアールホールディングス	38,500	370.00	14,245,000	
高松コンストラクショングループ	18,100	2,657.00	48,091,700	
東建コーポレーション	7,000	8,060.00	56,420,000	
ソネック	1,700	943.00	1,603,100	
ヤマウラ	12,300	1,261.00	15,510,300	
オリエンタル白石	90,000	335.00	30,150,000	
大成建設	159,200	5,132.00	817,014,400	
大林組	608,300	1,302.00	792,006,600	
清水建設	482,300	952.70	459,487,210	
飛島建設	18,700	1,360.00	25,432,000	

長谷工コーポレーション	156,100	1,871.00	292,063,100	
松井建設	15,900	761.00	12,099,900	
銭高組	1,400	3,575.00	5,005,000	
鹿島建設	377,200	2,477.50	934,513,000	
不動テトラ	11,800	2,035.00	24,013,000	
大末建設	4,100	1,295.00	5,309,500	
鉄建建設	12,200	2,027.00	24,729,400	
西松建設	32,400	3,741.00	121,208,400	
三井住友建設	126,600	404.00	51,146,400	
大豊建設	5,900	3,680.00	21,712,000	
佐田建設	7,200	651.00	4,687,200	
ナカノフドー建設	8,000	392.00	3,136,000	
奥村組	27,600	4,565.00	125,994,000	
東鉄工業	21,100	2,914.00	61,485,400	
イチケン	2,500	2,229.00	5,572,500	
富士ピー・エス	5,100	450.00	2,295,000	
浅沼組	12,600	3,650.00	45,990,000	
戸田建設	230,200	877.00	201,885,400	
熊谷組	28,500	3,655.00	104,167,500	
北野建設	2,100	3,140.00	6,594,000	
植木組	3,200	1,433.00	4,585,600	
矢作建設工業	23,100	1,297.00	29,960,700	
ピーエス三菱	21,600	936.00	20,217,600	
日本ハウスホールディングス	36,300	340.00	12,342,000	
新日本建設	23,900	1,172.00	28,010,800	
東亜道路工業	6,800	6,680.00	45,424,000	
日本道路	20,000	1,884.00	37,680,000	
東亜建設工業	13,100	3,540.00	46,374,000	
日本国土開発	48,400	607.00	29,378,800	
若築建設	5,900	2,860.00	16,874,000	
東洋建設	42,800	1,215.00	52,002,000	
五洋建設	241,100	829.90	200,088,890	
世紀東急工業	21,800	1,616.00	35,228,800	
福田組	6,400	5,010.00	32,064,000	
住友林業	147,000	3,601.00	529,347,000	
日本基礎技術	6,800	479.00	3,257,200	

巴コーポレーション	12,700	575.00	7,302,500	
大和ハウス工業	470,400	4,314.00	2,029,305,600	
ライト工業	35,000	1,978.00	69,230,000	
積水ハウス	515,900	2,992.00	1,543,572,800	
日特建設	16,200	1,034.00	16,750,800	
北陸電気工事	11,700	998.00	11,676,600	
ユアテック	37,500	964.00	36,150,000	
日本リーテック	14,900	1,225.00	18,252,500	
四電工	7,100	2,914.00	20,689,400	
中電工	26,400	2,420.00	63,888,000	
関電工	106,500	1,405.00	149,632,500	
きんでん	119,700	2,313.50	276,925,950	
東京エネシス	16,900	964.00	16,291,600	
トーエネック	5,600	4,220.00	23,632,000	
住友電設	16,200	2,548.00	41,277,600	
日本電設工業	31,900	2,012.00	64,182,800	
エクシオグループ	85,500	3,148.00	269,154,000	
新日本空調	11,000	2,218.00	24,398,000	
九電工	36,800	4,507.00	165,857,600	
三機工業	37,500	1,750.00	65,625,000	
日揮ホールディングス	168,300	1,634.50	275,086,350	
中外炉工業	5,600	2,115.00	11,844,000	
ヤマト	9,400	899.00	8,450,600	
太平電業	10,600	4,005.00	42,453,000	
高砂熱学工業	45,600	3,065.00	139,764,000	
三晃金属工業	1,400	4,805.00	6,727,000	
朝日工業社	7,900	2,654.00	20,966,600	
明星工業	32,900	1,126.00	37,045,400	
大気社	19,600	4,600.00	90,160,000	
ダイダン	22,400	1,481.00	33,174,400	
日比谷総合設備	12,300	2,229.00	27,416,700	
フィル・カンパニー	2,600	532.00	1,383,200	
テスホールディングス	36,600	458.00	16,762,800	
インフロニア・ホールディングス	196,100	1,620.00	317,682,000	
東洋エンジニアリング	25,000	676.00	16,900,000	
レイズネクスト	24,600	1,422.00	34,981,200	

ニッポン	51,100	2,253.00	115,128,300	
日清製粉グループ本社	157,900	2,180.50	344,300,950	
日東富士製粉	3,000	4,730.00	14,190,000	
昭和産業	16,500	3,050.00	50,325,000	
鳥越製粉	10,100	708.00	7,150,800	
中部飼料	23,600	1,060.00	25,016,000	
フィード・ワン	25,000	768.00	19,200,000	
東洋精糖	2,100	1,843.00	3,870,300	
日本甜菜製糖	9,900	1,895.00	18,760,500	
DM三井製糖ホールディングス	16,900	3,045.00	51,460,500	
塩水港精糖	13,600	238.00	3,236,800	
ウェルネオシュガー	8,800	2,029.00	17,855,200	
森永製菓	36,500	5,290.00	193,085,000	
中村屋	4,300	3,085.00	13,265,500	
江崎グリコ	48,800	4,237.00	206,765,600	
名糖産業	6,700	1,619.00	10,847,300	
井村屋グループ	10,200	2,301.00	23,470,200	
不二家	11,700	2,499.00	29,238,300	
山崎製パン	114,300	3,155.00	360,616,500	
第一屋製パン	2,200	476.00	1,047,200	
モロゾフ	5,500	3,845.00	21,147,500	
亀田製菓	9,800	3,915.00	38,367,000	
寿スピリッツ	80,700	2,320.50	187,264,350	
カルビー	78,200	2,699.00	211,061,800	
森永乳業	31,000	5,493.00	170,283,000	
六甲バター	12,500	1,426.00	17,825,000	
ヤクルト本社	244,100	3,717.00	907,319,700	
明治ホールディングス	209,400	3,355.00	702,537,000	
雪印メグミルク	41,300	2,223.00	91,809,900	
プリマハム	22,900	2,231.00	51,089,900	
日本ハム	73,500	4,373.00	321,415,500	
林兼産業	3,500	575.00	2,012,500	
丸大食品	17,200	1,649.00	28,362,800	
S Foods	18,800	3,275.00	61,570,000	
柿安本店	6,700	2,472.00	16,562,400	
伊藤ハム米久ホールディングス	26,100	3,965.00	103,486,500	

サッポロホールディングス	56,200	5,524.00	310,448,800	
アサヒグループホールディングス	394,600	5,668.00	2,236,592,800	
キリンホールディングス	711,300	2,194.50	1,560,947,850	
宝ホールディングス	116,600	1,224.50	142,776,700	
オエノンホールディングス	51,000	392.00	19,992,000	
養命酒製造	5,600	1,853.00	10,376,800	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	133,800	2,035.00	272,283,000	
ライフドリンク カンパニー	2,500	3,565.00	8,912,500	
サントリー食品インターナショナル	120,200	4,679.00	562,415,800	
ダイドーグループホールディングス	9,700	5,800.00	56,260,000	
伊藤園	57,900	4,828.00	279,541,200	
キーコーヒー	19,100	2,061.00	39,365,100	
ユニカフェ	3,800	951.00	3,613,800	
ジャパンフーズ	1,800	1,148.00	2,066,400	
日清オイリオグループ	24,100	4,210.00	101,461,000	
不二製油グループ本社	39,800	2,424.50	96,495,100	
かどや製油	1,400	3,530.00	4,942,000	
J-オイルミルズ	19,600	1,880.00	36,848,000	
キッコーマン	113,200	9,700.00	1,098,040,000	
味の素	405,800	5,600.00	2,272,480,000	
ブルドックソース	9,100	2,079.00	18,918,900	
キューピー	91,800	2,561.00	235,099,800	
ハウス食品グループ本社	58,800	3,350.00	196,980,000	
カゴメ	73,400	3,184.00	233,705,600	
焼津水産化学工業	4,400	1,182.00	5,200,800	
アリアケジャパン	17,000	4,805.00	81,685,000	
ピエトロ	1,600	1,812.00	2,899,200	
エバラ食品工業	4,600	2,876.00	13,229,600	
やまみ	1,100	2,706.00	2,976,600	
ニチレイ	78,300	3,282.00	256,980,600	
東洋水産	86,300	8,072.00	696,613,600	
イトアンドホールディングス	7,800	1,971.00	15,373,800	
大冷	1,400	1,929.00	2,700,600	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	7,700	1,075.00	8,277,500	
日清食品ホールディングス	60,000	14,655.00	879,300,000	

永谷園ホールディングス	8,400	2,288.00	19,219,200
一正蒲鉾	4,900	734.00	3,596,600
フジッコ	17,500	1,969.00	34,457,500
ロック・フィールド	19,100	1,633.00	31,190,300
日本たばこ産業	1,037,700	3,720.00	3,860,244,000
ケンコーマヨネーズ	11,800	1,557.00	18,372,600
わらべや日洋ホールディングス	11,400	3,440.00	39,216,000
なとり	10,700	2,028.00	21,699,600
イフジ産業	1,900	1,426.00	2,709,400
ファーマフーズ	24,500	1,357.00	33,246,500
ユーグレナ	106,300	748.00	79,512,400
紀文食品	14,800	1,175.00	17,390,000
ピックルスホールディングス	10,000	1,178.00	11,780,000
ミヨシ油脂	4,400	1,344.00	5,913,600
理研ビタミン	14,800	2,259.00	33,433,200
片倉工業	16,300	1,695.00	27,628,500
グンゼ	12,400	4,835.00	59,954,000
東洋紡	75,600	1,008.00	76,204,800
ユニチカ	58,700	188.00	11,035,600
富士紡ホールディングス	7,700	3,635.00	27,989,500
倉敷紡績	13,200	2,407.00	31,772,400
シキボウ	8,000	1,084.00	8,672,000
日本毛織	46,200	1,394.00	64,402,800
トーア紡コーポレーション	4,500	429.00	1,930,500
帝国繊維	19,800	1,980.00	39,204,000
帝人	167,300	1,317.50	220,417,750
東レ	1,164,600	753.40	877,409,640
住江織物	2,500	2,187.00	5,467,500
日本フェルト	7,600	419.00	3,184,400
イチカワ	1,800	1,608.00	2,894,400
日東製網	1,200	1,436.00	1,723,200
アツギ	7,100	432.00	3,067,200
ダイニック	3,000	778.00	2,334,000
セーレン	33,800	2,421.00	81,829,800
ソトー	3,800	702.00	2,667,600
東海染工	1,300	946.00	1,229,800

小松マテーレ	25,400	814.00	20,675,600	
ワコールホールディングス	35,600	3,308.00	117,764,800	
ホギメディカル	23,300	3,350.00	78,055,000	
T S I ホールディングス	58,600	821.00	48,110,600	
マツオカコーポレーション	3,200	1,470.00	4,704,000	
ワールド	24,600	1,641.00	40,368,600	
三陽商会	5,700	2,599.00	14,814,300	
ナイガイ	4,400	269.00	1,183,600	
オンワードホールディングス	102,700	487.00	50,014,900	
ルックホールディングス	4,300	1,974.00	8,488,200	
ゴールドウイン	30,800	11,235.00	346,038,000	
デサント	30,000	4,370.00	131,100,000	
キング	5,300	704.00	3,731,200	
ヤマトインターナショナル	9,600	295.00	2,832,000	
特種東海製紙	9,500	3,620.00	34,390,000	
王子ホールディングス	723,700	572.50	414,318,250	
日本製紙	98,000	1,247.00	122,206,000	
三菱製紙	13,900	547.00	7,603,300	
北越コーポレーション	85,400	1,204.00	102,821,600	
中越パルプ工業	4,700	1,559.00	7,327,300	
大王製紙	76,700	1,108.00	84,983,600	
阿波製紙	2,800	433.00	1,212,400	
レンゴー	158,200	932.00	147,442,400	
トーモク	10,000	2,139.00	21,390,000	
ザ・パック	12,900	3,240.00	41,796,000	
北の達人コーポレーション	73,200	199.00	14,566,800	
クラレ	253,200	1,535.50	388,788,600	
旭化成	1,175,300	1,008.00	1,184,702,400	
共和レザー	6,700	720.00	4,824,000	
巴川製紙所	3,600	645.00	2,322,000	
レゾナック・ホールディングス	167,900	2,600.50	436,623,950	
住友化学	1,289,200	378.00	487,317,600	
住友精化	8,200	5,080.00	41,656,000	
日産化学	81,600	6,429.00	524,606,400	
ラサ工業	6,700	1,985.00	13,299,500	
クレハ	12,700	8,290.00	105,283,000	

多木化学	6,700	3,285.00	22,009,500	
テイカ	15,000	1,416.00	21,240,000	
石原産業	28,800	1,389.00	40,003,200	
片倉コープアグリ	2,400	1,120.00	2,688,000	
日本曹達	20,500	5,270.00	108,035,000	
東ソー	231,900	1,875.50	434,928,450	
トクヤマ	56,100	2,329.00	130,656,900	
セントラル硝子	18,500	2,639.00	48,821,500	
東亜合成	87,100	1,402.50	122,157,750	
大阪ソーダ	12,100	9,120.00	110,352,000	
関東電化工業	33,600	801.00	26,913,600	
デンカ	63,200	2,594.00	163,940,800	
信越化学工業	1,575,300	4,845.00	7,632,328,500	
日本カーバイド工業	6,400	1,509.00	9,657,600	
堺化学工業	13,200	1,840.00	24,288,000	
第一稀元素化学工業	19,000	974.00	18,506,000	
エア・ウォーター	163,900	1,976.50	323,948,350	
日本酸素ホールディングス	168,500	3,921.00	660,688,500	
日本化学工業	6,400	1,933.00	12,371,200	
東邦アセチレン	2,400	1,587.00	3,808,800	
日本パーカライズン	77,400	1,141.00	88,313,400	
高压ガス工業	25,200	800.00	20,160,000	
チタン工業	1,400	1,340.00	1,876,000	
四国化成ホールディングス	22,300	1,870.00	41,701,000	
戸田工業	4,000	1,757.00	7,028,000	
ステラ ケミファ	9,400	3,225.00	30,315,000	
保土谷化学工業	5,500	3,070.00	16,885,000	
日本触媒	26,500	5,313.00	140,794,500	
大日精化工業	12,100	2,152.00	26,039,200	
カネカ	44,100	3,826.00	168,726,600	
三菱瓦斯化学	129,700	2,218.00	287,674,600	
三井化学	143,300	3,984.00	570,907,200	
J S R	189,200	3,961.00	749,421,200	
東京応化工業	27,600	9,021.00	248,979,600	
大阪有機化学工業	14,500	2,658.00	38,541,000	
三菱ケミカルグループ	1,270,000	962.50	1,222,375,000	

KHネオケム	26,500	2,317.00	61,400,500
ダイセル	223,300	1,457.00	325,348,100
住友ベークライト	25,700	6,859.00	176,276,300
積水化学工業	352,200	2,078.50	732,047,700
日本ゼオン	119,100	1,350.50	160,844,550
アイカ工業	43,800	3,381.00	148,087,800
UBE	82,700	2,339.50	193,476,650
積水樹脂	25,900	2,470.00	63,973,000
タキロンシーアイ	44,300	597.00	26,447,100
旭有機材	11,600	3,910.00	45,356,000
ニチバン	9,400	1,760.00	16,544,000
リケンテクノス	37,300	897.00	33,458,100
大倉工業	8,100	2,720.00	22,032,000
積水化成成品工業	24,400	473.00	11,541,200
群栄化学工業	4,100	3,125.00	12,812,500
タイガースポリマー	5,300	863.00	4,573,900
ミライアル	3,500	1,427.00	4,994,500
ダイキアクシス	4,800	733.00	3,518,400
ダイキョーニシカワ	38,300	780.00	29,874,000
竹本容器	4,400	779.00	3,427,600
森六ホールディングス	9,900	2,441.00	24,165,900
恵和	12,500	1,420.00	17,750,000
日本化薬	132,700	1,326.00	175,960,200
カーリットホールディングス	18,700	961.00	17,970,700
日本精化	11,500	2,833.00	32,579,500
扶桑化学工業	18,400	4,205.00	77,372,000
トリケミカル研究所	21,100	3,310.00	69,841,000
ADEKA	60,600	2,834.00	171,740,400
日油	53,700	6,810.00	365,697,000
新日本理化	15,900	204.00	3,243,600
ハリマ化成グループ	9,500	802.00	7,619,000
花王	392,800	5,721.00	2,247,208,800
第一工業製薬	6,900	1,790.00	12,351,000
石原ケミカル	7,900	2,046.00	16,163,400
日華化学	4,600	960.00	4,416,000
ニイタカ	2,100	2,036.00	4,275,600

三洋化成工業	10,700	4,090.00	43,763,000	
有機合成薬品工業	8,500	284.00	2,414,000	
大日本塗料	21,100	932.00	19,665,200	
日本ペイントホールディングス	922,500	1,045.50	964,473,750	
関西ペイント	170,200	2,210.00	376,142,000	
神東塗料	9,600	124.00	1,190,400	
中国塗料	35,700	1,472.00	52,550,400	
日本特殊塗料	7,300	1,185.00	8,650,500	
藤倉化成	23,300	449.00	10,461,700	
太陽ホールディングス	30,200	2,920.00	88,184,000	
D I C	67,900	2,445.00	166,015,500	
サカタインクス	38,600	1,280.00	49,408,000	
東洋インキＳＣホールディングス	37,800	2,542.00	96,087,600	
T&K TOKA	16,600	1,448.00	24,036,800	
富士フイルムホールディングス	322,700	8,497.00	2,741,981,900	
資生堂	363,200	4,885.00	1,774,232,000	
ライオン	227,700	1,317.50	299,994,750	
高砂香料工業	13,100	3,425.00	44,867,500	
マンダム	37,600	1,268.00	47,676,800	
ミルボン	23,600	4,151.00	97,963,600	
ファンケル	76,100	2,227.00	169,474,700	
コーセー	35,400	10,435.00	369,399,000	
コタ	16,000	1,559.00	24,944,000	
シーボン	1,500	1,491.00	2,236,500	
ポーラ・オルビスホールディングス	89,200	1,538.50	137,234,200	
ノエビアホールディングス	15,500	5,310.00	82,305,000	
アジュバンホールディングス	2,800	918.00	2,570,400	
新日本製薬	9,900	1,557.00	15,414,300	
I - n e	3,400	2,908.00	9,887,200	
アクシージア	8,800	991.00	8,720,800	
エステー	13,400	1,502.00	20,126,800	
アグロ カネショウ	7,000	1,392.00	9,744,000	
コニシ	29,000	2,513.00	72,877,000	
長谷川香料	33,200	3,290.00	109,228,000	
小林製薬	50,600	6,841.00	346,154,600	
荒川化学工業	14,700	1,014.00	14,905,800	

メック	14,300	3,665.00	52,409,500	
日本高純度化学	4,300	2,593.00	11,149,900	
タカラバイオ	46,900	1,213.00	56,889,700	
J C U	19,400	3,520.00	68,288,000	
新田ゼラチン	7,100	714.00	5,069,400	
O A Tアグリオ	5,000	1,984.00	9,920,000	
デクセリアルズ	43,600	4,355.00	189,878,000	
アース製薬	15,800	4,790.00	75,682,000	
北興化学工業	17,500	921.00	16,117,500	
大成ラミック	5,500	3,015.00	16,582,500	
クミアイ化学工業	69,100	1,110.00	76,701,000	
日本農薬	31,900	611.00	19,490,900	
アキレス	11,000	1,588.00	17,468,000	
有沢製作所	30,500	1,044.00	31,842,000	
日東電工	111,700	10,345.00	1,155,536,500	
レック	22,300	964.00	21,497,200	
三光合成	21,900	541.00	11,847,900	
きもと	17,000	192.00	3,264,000	
藤森工業	13,700	3,835.00	52,539,500	
前澤化成工業	11,200	1,542.00	17,270,400	
未来工業	6,200	3,330.00	20,646,000	
ウェーブロックホールディングス	3,600	625.00	2,250,000	
J S P	12,200	1,760.00	21,472,000	
エフピコ	32,900	2,819.50	92,761,550	
天馬	12,600	2,471.00	31,134,600	
信越ポリマー	37,500	1,385.00	51,937,500	
東リ	25,900	343.00	8,883,700	
ニフコ	52,000	3,896.00	202,592,000	
バルカー	14,500	3,765.00	54,592,500	
ユニ・チャーム	362,400	4,891.00	1,772,498,400	
ショーエイコーポレーション	3,400	594.00	2,019,600	
協和キリン	210,100	2,450.00	514,745,000	
武田薬品工業	1,539,400	4,153.00	6,393,128,200	
アステラス製薬	1,525,800	1,790.00	2,731,182,000	
住友ファーマ	129,000	442.00	57,018,000	
塩野義製薬	219,300	7,081.00	1,552,863,300	

わかもと製薬	10,800	201.00	2,170,800	
日本新薬	45,600	5,736.00	261,561,600	
中外製薬	544,500	4,678.00	2,547,171,000	
科研製薬	29,800	3,255.00	96,999,000	
エーザイ	211,600	7,786.00	1,647,517,600	
ロート製薬	168,500	3,583.00	603,735,500	
小野薬品工業	369,100	2,642.00	975,162,200	
久光製薬	38,700	4,669.00	180,690,300	
持田製薬	20,000	3,310.00	66,200,000	
参天製薬	317,000	1,384.50	438,886,500	
扶桑薬品工業	6,100	1,899.00	11,583,900	
日本ケミファ	1,200	1,620.00	1,944,000	
ツムラ	54,800	2,819.50	154,508,600	
キッセイ薬品工業	28,800	3,055.00	87,984,000	
生化学工業	29,500	775.00	22,862,500	
栄研化学	33,900	1,535.00	52,036,500	
鳥居薬品	9,300	3,645.00	33,898,500	
JCRファーマ	58,900	1,222.00	71,975,800	
東和薬品	26,700	2,652.00	70,808,400	
富士製薬工業	12,800	1,393.00	17,830,400	
ゼリア新薬工業	24,100	1,907.00	45,958,700	
そーせいグループ	56,100	1,502.00	84,262,200	
第一三共	1,515,300	4,058.00	6,149,087,400	
杏林製薬	37,700	1,820.00	68,614,000	
大幸薬品	35,700	335.00	11,959,500	
ダイト	13,400	1,946.00	26,076,400	
大塚ホールディングス	361,800	5,431.00	1,964,935,800	
大正製薬ホールディングス	38,700	5,686.00	220,048,200	
ペプチドリーム	84,300	1,288.00	108,578,400	
あすか製薬ホールディングス	17,800	1,856.00	33,036,800	
サワイグループホールディングス	39,800	4,972.00	197,885,600	
日本コークス工業	176,500	112.00	19,768,000	
ニチレキ	22,600	2,363.00	53,403,800	
ユシロ化学工業	9,000	1,654.00	14,886,000	
ビーピー・カストロール	4,500	895.00	4,027,500	
富士石油	50,700	310.00	15,717,000	

MORESCO	3,800	1,258.00	4,780,400	
出光興産	193,200	3,382.00	653,402,400	
ENEOSホールディングス	2,753,800	544.80	1,500,270,240	
コスモエネルギーホールディングス	51,600	5,810.00	299,796,000	
横浜ゴム	88,000	3,104.00	273,152,000	
TOYO TIRE	100,000	2,288.50	228,850,000	
ブリヂストン	509,200	5,782.00	2,944,194,400	
住友ゴム工業	170,600	1,583.50	270,145,100	
藤倉コンポジット	11,700	1,338.00	15,654,600	
オカモト	8,200	4,925.00	40,385,000	
フコク	9,100	1,336.00	12,157,600	
ニッタ	17,700	3,680.00	65,136,000	
住友理工	27,000	1,009.00	27,243,000	
三ツ星ベルト	21,100	4,375.00	92,312,500	
バンドー化学	25,800	1,569.00	40,480,200	
日東紡績	22,100	3,900.00	86,190,000	
AGC	162,300	5,313.00	862,299,900	
日本板硝子	82,900	636.00	52,724,400	
石塚硝子	1,900	3,215.00	6,108,500	
日本山村硝子	4,500	1,651.00	7,429,500	
日本電気硝子	71,100	3,005.00	213,655,500	
オハラ	8,400	1,303.00	10,945,200	
住友大阪セメント	29,000	3,656.00	106,024,000	
太平洋セメント	102,900	2,799.50	288,068,550	
日本ヒューム	15,400	880.00	13,552,000	
日本コンクリート工業	34,300	340.00	11,662,000	
三谷セキサン	7,300	4,520.00	32,996,000	
アジアパイルホールディングス	27,400	723.00	19,810,200	
東海カーボン	160,600	1,081.50	173,688,900	
日本カーボン	9,200	4,455.00	40,986,000	
東洋炭素	12,300	4,540.00	55,842,000	
ノリタケカンパニーリミテド	9,700	6,660.00	64,602,000	
TOTO	114,800	3,936.00	451,852,800	
日本碍子	202,400	1,899.00	384,357,600	
日本特殊陶業	145,700	3,387.00	493,485,900	
MARUWA	6,400	27,690.00	177,216,000	

品川リフラクトリーズ	21,500	1,613.00	34,679,500	
黒崎播磨	3,600	10,400.00	37,440,000	
ヨータイ	10,800	1,452.00	15,681,600	
東京窯業	11,200	337.00	3,774,400	
ニッカトー	5,500	553.00	3,041,500	
フジミインコーポレーテッド	46,800	3,065.00	143,442,000	
クニミネ工業	3,600	966.00	3,477,600	
エーアンドエーマテリアル	2,300	1,165.00	2,679,500	
ニチアス	44,000	3,080.00	135,520,000	
ニチハ	21,800	2,719.00	59,274,200	
日本製鉄	801,300	3,253.00	2,606,628,900	
神戸製鋼所	359,900	1,700.00	611,830,000	
中山製鋼所	41,000	802.00	32,882,000	
合同製鐵	10,000	4,405.00	44,050,000	
J F E ホールディングス	497,700	2,146.00	1,068,064,200	
東京製鐵	50,300	1,773.00	89,181,900	
共英製鋼	20,400	2,100.00	42,840,000	
大和工業	33,700	7,323.00	246,785,100	
東京鐵鋼	8,500	3,695.00	31,407,500	
大阪製鐵	8,200	1,869.00	15,325,800	
淀川製鋼所	20,300	3,785.00	76,835,500	
中部鋼板	11,800	1,980.00	23,364,000	
丸一鋼管	54,500	3,838.00	209,171,000	
モリ工業	3,200	4,315.00	13,808,000	
大同特殊鋼	22,600	6,150.00	138,990,000	
日本高周波鋼業	4,100	519.00	2,127,900	
日本冶金工業	13,100	4,045.00	52,989,500	
山陽特殊製鋼	17,700	2,541.00	44,975,700	
愛知製鋼	10,300	3,440.00	35,432,000	
日本金属	2,600	809.00	2,103,400	
大平洋金属	15,300	1,310.00	20,043,000	
新日本電工	89,100	277.00	24,680,700	
栗本鐵工所	8,500	3,120.00	26,520,000	
虹技	1,500	1,145.00	1,717,500	
三菱製鋼	13,300	1,490.00	19,817,000	
日垂鋼業	12,200	304.00	3,708,800	

日本精線	2,800	4,815.00	13,482,000	
エンビプロ・ホールディングス	9,600	635.00	6,096,000	
シンニッタン	13,000	244.00	3,172,000	
新家工業	2,600	3,115.00	8,099,000	
大紀アルミニウム工業所	22,700	1,215.00	27,580,500	
日本軽金属ホールディングス	52,300	1,625.00	84,987,500	
三井金属鉱業	52,100	3,811.00	198,553,100	
東邦亜鉛	11,500	1,570.00	18,055,000	
三菱マテリアル	127,900	2,424.50	310,093,550	
住友金属鉱山	207,500	4,190.00	869,425,000	
DOWAホールディングス	44,200	4,825.00	213,265,000	
古河機械金属	23,600	2,018.00	47,624,800	
大阪チタニウムテクノロジーズ	31,000	2,925.00	90,675,000	
東邦チタニウム	37,000	1,800.00	66,600,000	
UACJ	25,100	3,105.00	77,935,500	
CKサンエツ	4,300	3,610.00	15,523,000	
古河電気工業	59,600	2,330.00	138,868,000	
住友電気工業	669,400	1,799.00	1,204,250,600	
フジクラ	211,100	1,057.50	223,238,250	
SWCC	20,000	2,453.00	49,060,000	
タツタ電線	31,900	688.00	21,947,200	
カナレ電気	2,100	1,485.00	3,118,500	
平河ヒューテック	11,500	1,427.00	16,410,500	
リョービ	19,100	3,055.00	58,350,500	
アーレスティ	13,200	745.00	9,834,000	
AREホールディングス	67,200	1,883.00	126,537,600	
稲葉製作所	9,300	1,524.00	14,173,200	
宮地エンジニアリンググループ	9,000	3,115.00	28,035,000	
トーカロ	51,600	1,439.00	74,252,400	
アルファCo	4,400	1,495.00	6,578,000	
SUMCO	318,000	2,056.00	653,808,000	
川田テクノロジーズ	4,200	6,620.00	27,804,000	
RS Technologies	12,000	2,387.00	28,644,000	
ジェイテックコーポレーション	1,600	2,068.00	3,308,800	
信和	6,600	736.00	4,857,600	
東洋製罐グループホールディングス	106,700	2,380.50	253,999,350	

ホッカンホールディングス	9,600	1,634.00	15,686,400	
コロナ	10,000	907.00	9,070,000	
横河ブリッジホールディングス	28,000	2,630.00	73,640,000	
駒井ハルテック	1,900	2,213.00	4,204,700	
高田機工	1,000	3,055.00	3,055,000	
三和ホールディングス	179,800	2,172.00	390,525,600	
文化シャッター	46,800	1,373.00	64,256,400	
三協立山	20,500	833.00	17,076,500	
アルインコ	13,600	996.00	13,545,600	
東洋シャッター	2,700	690.00	1,863,000	
L I X I L	279,400	1,751.50	489,369,100	
日本ファイルコン	7,700	484.00	3,726,800	
ノーリツ	29,700	1,529.00	45,411,300	
長府製作所	17,800	2,139.00	38,074,200	
リンナイ	87,600	2,895.00	253,602,000	
ダイニチ工業	5,900	711.00	4,194,900	
日東精工	25,900	591.00	15,306,900	
三洋工業	1,400	2,225.00	3,115,000	
岡部	32,000	692.00	22,144,000	
ジーテクト	22,800	1,754.00	39,991,200	
東プレ	31,500	1,659.00	52,258,500	
高周波熱錬	27,600	1,001.00	27,627,600	
東京製綱	11,600	1,324.00	15,358,400	
サンコール	13,900	484.00	6,727,600	
モリテック スチール	8,800	288.00	2,534,400	
パイオラックス	22,200	2,308.00	51,237,600	
エイチワン	18,400	799.00	14,701,600	
日本発條	158,300	1,151.50	182,282,450	
中央発條	13,300	715.00	9,509,500	
アドバネクス	1,500	1,029.00	1,543,500	
立川ブラインド工業	8,100	1,450.00	11,745,000	
三益半導体工業	13,800	2,635.00	36,363,000	
日本ドライケミカル	2,800	2,271.00	6,358,800	
日本製鋼所	48,300	2,493.00	120,411,900	
三浦工業	73,200	2,863.00	209,571,600	
タクマ	59,300	1,536.00	91,084,800	

ツガミ	39,000	1,096.00	42,744,000	
オークマ	15,300	6,406.00	98,011,800	
芝浦機械	17,500	3,560.00	62,300,000	
アマダ	279,600	1,479.00	413,528,400	
アイダエンジニアリング	40,600	956.00	38,813,600	
TAKISAWA	3,100	2,598.00	8,053,800	
FUJI	82,500	2,377.50	196,143,750	
牧野フライス製作所	19,400	5,760.00	111,744,000	
オーエスジー	77,200	1,792.50	138,381,000	
ダイジェット工業	1,300	879.00	1,142,700	
旭ダイヤモンド工業	42,100	890.00	37,469,000	
DMG森精機	106,200	2,627.50	279,040,500	
ソディック	42,700	724.00	30,914,800	
ディスコ	84,300	29,060.00	2,449,758,000	
日東工器	8,500	1,839.00	15,631,500	
日進工具	16,300	1,029.00	16,772,700	
パンチ工業	10,700	423.00	4,526,100	
富士ダイス	9,200	651.00	5,989,200	
豊和工業	6,500	753.00	4,894,500	
リケンNPR	19,000	1,830.00	34,770,000	
東洋機械金属	8,100	637.00	5,159,700	
エンシュウ	2,600	676.00	1,757,600	
島精機製作所	27,900	1,565.00	43,663,500	
オプトラン	28,800	1,786.00	51,436,800	
NCホールディングス	2,400	1,805.00	4,332,000	
イワキポンプ	11,700	1,794.00	20,989,800	
フリーー	16,600	1,555.00	25,813,000	
ヤマシンフィルタ	42,200	323.00	13,630,600	
日阪製作所	19,200	969.00	18,604,800	
やまびこ	28,600	1,414.00	40,440,400	
野村マイクロ・サイエンス	5,900	8,570.00	50,563,000	
平田機工	8,400	6,680.00	56,112,000	
PEGASUS	19,400	464.00	9,001,600	
マルマエ	7,700	1,419.00	10,926,300	
タツモ	10,600	2,748.00	29,128,800	
ナブテスコ	110,000	2,735.50	300,905,000	

三井海洋開発	22,200	1,889.00	41,935,800
レオン自動機	20,300	1,362.00	27,648,600
SMC	52,400	76,380.00	4,002,312,000
ホソカワミクロン	11,200	4,600.00	51,520,000
ユニオンツール	7,700	3,510.00	27,027,000
瑞光	12,600	1,376.00	17,337,600
オイレス工業	24,400	1,975.00	48,190,000
日精エー・エス・ビー機械	7,000	4,845.00	33,915,000
サトーホールディングス	24,900	2,078.00	51,742,200
技研製作所	16,500	1,857.00	30,640,500
日本エアテック	8,200	1,402.00	11,496,400
カワタ	3,400	1,041.00	3,539,400
日精樹脂工業	13,100	1,021.00	13,375,100
オカダアイヨン	3,600	2,045.00	7,362,000
ワイエイシイホールディングス	5,800	2,333.00	13,531,400
小松製作所	821,100	3,640.00	2,988,804,000
住友重機械工業	103,700	3,381.00	350,609,700
日立建機	69,800	4,022.00	280,735,600
日工	26,100	664.00	17,330,400
巴工業	6,900	2,820.00	19,458,000
井関農機	16,500	1,095.00	18,067,500
TOWA	19,500	5,990.00	116,805,000
丸山製作所	2,000	2,043.00	4,086,000
北川鉄工所	7,000	1,450.00	10,150,000
ローツェ	9,200	12,600.00	115,920,000
タカキタ	3,400	453.00	1,540,200
クボタ	919,300	2,043.00	1,878,129,900
荏原実業	9,300	2,760.00	25,668,000
三菱化工機	6,200	2,955.00	18,321,000
月島ホールディングス	23,800	1,270.00	30,226,000
帝国電機製作所	12,300	2,499.00	30,737,700
新東工業	35,500	1,052.00	37,346,000
澁谷工業	16,500	2,473.00	40,804,500
アイチ コーポレーション	24,500	902.00	22,099,000
小森コーポレーション	44,400	1,179.00	52,347,600
鶴見製作所	13,400	3,815.00	51,121,000

日本ギア工業	4,100	474.00	1,943,400	
酒井重工業	2,400	5,910.00	14,184,000	
荏原製作所	71,900	7,066.00	508,045,400	
石井鐵工所	1,400	2,695.00	3,773,000	
西島製作所	15,100	1,945.00	29,369,500	
北越工業	17,600	1,878.00	33,052,800	
ダイキン工業	209,100	23,135.00	4,837,528,500	
オルガノ	21,100	5,500.00	116,050,000	
トーヨーカネツ	6,700	3,435.00	23,014,500	
栗田工業	98,000	4,863.00	476,574,000	
椿本チエイン	24,900	3,740.00	93,126,000	
大同工業	4,800	728.00	3,494,400	
木村化工機	13,500	724.00	9,774,000	
アネスト岩田	27,100	1,105.00	29,945,500	
ダイフク	295,700	2,576.50	761,871,050	
サムコ	4,700	4,360.00	20,492,000	
加藤製作所	5,600	1,193.00	6,680,800	
油研工業	1,800	2,075.00	3,735,000	
タダノ	100,900	1,153.50	116,388,150	
フジテック	41,000	3,592.00	147,272,000	
CKD	48,500	1,983.00	96,175,500	
平和	51,800	2,075.00	107,485,000	
理想科学工業	14,000	2,658.00	37,212,000	
SANKYO	43,000	6,484.00	278,812,000	
日本金銭機械	21,200	1,095.00	23,214,000	
マースグループホールディングス	8,900	2,447.00	21,778,300	
フクシマガリレイ	11,500	4,760.00	54,740,000	
オーイズミ	4,500	370.00	1,665,000	
ダイコク電機	8,600	4,200.00	36,120,000	
竹内製作所	31,800	4,335.00	137,853,000	
アマノ	49,700	3,162.00	157,151,400	
JUKI	27,200	509.00	13,844,800	
ジャノメ	17,800	681.00	12,121,800	
マックス	24,700	2,812.00	69,456,400	
グローリー	42,100	2,778.00	116,953,800	
新晃工業	17,700	2,707.00	47,913,900	

大和冷機工業	26,900	1,352.00	36,368,800	
セガサミーホールディングス	156,500	2,242.50	350,951,250	
T P R	22,300	1,798.00	40,095,400	
ツバキ・ナカシマ	35,100	742.00	26,044,200	
ホシザキ	103,400	4,862.00	502,730,800	
大豊工業	15,200	847.00	12,874,400	
日本精工	324,300	798.80	259,050,840	
N T N	379,900	280.30	106,485,970	
ジェイテクト	155,900	1,314.50	204,930,550	
不二越	12,900	3,905.00	50,374,500	
日本トムソン	47,800	555.00	26,529,000	
T H K	101,100	2,769.50	279,996,450	
ユーシン精機	13,900	663.00	9,215,700	
前澤給装工業	13,500	1,419.00	19,156,500	
イーグル工業	19,400	1,603.00	31,098,200	
前澤工業	6,700	941.00	6,304,700	
日本ピラー工業	16,300	4,195.00	68,378,500	
キッツ	58,700	1,105.00	64,863,500	
マキタ	199,800	3,741.00	747,451,800	
三井E & S	86,500	490.00	42,385,000	
日立造船	154,700	856.00	132,423,200	
三菱重工業	306,300	8,306.00	2,544,127,800	
I H I	130,500	2,828.00	369,054,000	
スター精密	32,900	1,740.00	57,246,000	
日清紡ホールディングス	131,700	1,101.50	145,067,550	
イビデン	91,400	7,152.00	653,692,800	
コニカミノルタ	392,100	460.30	180,483,630	
ブラザー工業	234,200	2,456.00	575,195,200	
ミネベアミツミ	304,900	2,656.50	809,966,850	
日立製作所	851,900	9,897.00	8,431,254,300	
三菱電機	1,949,600	1,943.00	3,788,072,800	
富士電機	106,500	6,117.00	651,460,500	
東洋電機製造	3,800	906.00	3,442,800	
安川電機	190,300	5,400.00	1,027,620,000	
シンフォニアテクノロジー	19,300	1,829.00	35,299,700	
明電舎	32,500	2,408.00	78,260,000	

オリジン	2,600	1,244.00	3,234,400
山洋電気	7,600	5,900.00	44,840,000
デンヨー	13,300	2,184.00	29,047,200
PHCホールディングス	33,000	1,465.00	48,345,000
ソシオネクスト	25,400	13,835.00	351,409,000
東芝テック	22,400	3,150.00	70,560,000
芝浦メカトロニクス	10,000	7,740.00	77,400,000
マブチモーター	43,600	4,500.00	196,200,000
ニデック	386,800	5,673.00	2,194,316,400
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	13,600	422.00	5,739,200
トレックス・セミコンダクター	9,200	1,975.00	18,170,000
東光高岳	10,800	2,025.00	21,870,000
ダブル・スコープ	50,100	881.00	44,138,100
ダイヘン	17,600	5,390.00	94,864,000
ヤーマン	30,600	1,060.00	32,436,000
JVCケンウッド	138,900	637.00	88,479,300
ミマキエンジニアリング	17,100	762.00	13,030,200
IPEX	12,400	1,686.00	20,906,400
大崎電気工業	41,400	638.00	26,413,200
オムロン	133,800	5,929.00	793,300,200
日東工業	23,600	3,440.00	81,184,000
IDEC	25,900	2,849.00	73,789,100
正興電機製作所	4,200	1,097.00	4,607,400
不二電機工業	2,600	1,114.00	2,896,400
ジーエス・ユアサコーポレーション	57,700	2,536.00	146,327,200
サクサホールディングス	2,400	2,340.00	5,616,000
メルコホールディングス	5,600	3,570.00	19,992,000
テクノメディカ	4,400	2,415.00	10,626,000
日本電気	230,000	7,778.00	1,788,940,000
富士通	161,200	19,690.00	3,174,028,000
沖電気工業	79,200	974.00	77,140,800
岩崎通信機	5,100	761.00	3,881,100
電気興業	7,800	2,551.00	19,897,800
サンケン電気	16,300	7,030.00	114,589,000
ナカヨ	1,900	1,222.00	2,321,800
アイホン	9,500	2,807.00	26,666,500

ルネサスエレクトロニクス	1,143,300	2,215.00	2,532,409,500	
セイコーエプソン	224,700	2,159.50	485,239,650	
ワコム	133,900	710.00	95,069,000	
アルバック	41,600	6,105.00	253,968,000	
アクセル	6,300	1,892.00	11,919,600	
E I Z O	12,800	4,920.00	62,976,000	
日本信号	39,900	968.00	38,623,200	
京三製作所	36,700	483.00	17,726,100	
能美防災	23,900	1,861.00	44,477,900	
ホーチキ	13,300	1,719.00	22,862,700	
星和電機	5,900	491.00	2,896,900	
エレコム	42,100	1,705.00	71,780,500	
パナソニック ホールディングス	2,069,300	1,399.50	2,895,985,350	
シャープ	295,300	910.20	268,782,060	
アンリツ	123,000	1,205.00	148,215,000	
富士通ゼネラル	49,700	2,614.00	129,915,800	
ソニーグループ	1,226,800	12,970.00	15,911,596,000	
T D K	277,400	6,149.00	1,705,732,600	
帝国通信工業	8,000	1,946.00	15,568,000	
タムラ製作所	69,800	558.00	38,948,400	
アルプスアルパイン	156,800	1,232.00	193,177,600	
池上通信機	3,700	813.00	3,008,100	
日本電波工業	21,300	1,181.00	25,155,300	
鈴木	9,700	1,180.00	11,446,000	
メイコー	17,500	4,340.00	75,950,000	
日本トリム	4,100	3,080.00	12,628,000	
ローランド ディー. ジー.	9,700	3,480.00	33,756,000	
フォスター電機	13,000	897.00	11,661,000	
SMK	4,700	2,484.00	11,674,800	
ヨコオ	15,800	1,353.00	21,377,400	
ホシデン	40,800	1,771.00	72,256,800	
ヒロセ電機	25,900	16,390.00	424,501,000	
日本航空電子工業	41,900	2,863.00	119,959,700	
T O A	19,900	1,067.00	21,233,300	
マクセル	38,900	1,665.00	64,768,500	
古野電気	23,000	1,774.00	40,802,000	

スミダコーポレーション	23,700	1,128.00	26,733,600	
アイコム	6,700	3,200.00	21,440,000	
リオン	7,400	2,173.00	16,080,200	
横河電機	191,600	2,986.00	572,117,600	
新電元工業	6,700	3,000.00	20,100,000	
アズビル	121,200	4,945.00	599,334,000	
東亜ディーケーケー	5,800	884.00	5,127,200	
日本光電工業	74,500	3,787.00	282,131,500	
チノー	7,200	2,132.00	15,350,400	
共和電業	10,800	404.00	4,363,200	
日本電子材料	11,400	1,391.00	15,857,400	
堀場製作所	33,100	8,014.00	265,263,400	
アドバンテスト	496,900	4,241.00	2,107,352,900	
小野測器	5,500	434.00	2,387,000	
エスペック	14,100	2,304.00	32,486,400	
キーエンス	173,500	59,860.00	10,385,710,000	
日置電機	8,200	6,570.00	53,874,000	
シスメックス	149,700	7,449.00	1,115,115,300	
日本マイクロニクス	31,300	2,521.00	78,907,300	
メガチップス	14,200	3,880.00	55,096,000	
OBARA GROUP	9,600	3,665.00	35,184,000	
澤藤電機	1,600	1,245.00	1,992,000	
原田工業	5,500	802.00	4,411,000	
コーセル	21,200	1,210.00	25,652,000	
イリソ電子工業	16,100	3,910.00	62,951,000	
オブテックスグループ	32,000	1,762.00	56,384,000	
千代田インテグレ	6,900	2,927.00	20,196,300	
レーザーテック	79,500	29,120.00	2,315,040,000	
スタンレー電気	111,200	2,632.00	292,678,400	
ウシオ電機	88,300	1,884.00	166,357,200	
岡谷電機産業	10,100	310.00	3,131,000	
ヘリオス テクノ ホールディング	11,500	497.00	5,715,500	
エノモト	3,100	1,513.00	4,690,300	
日本セラミック	15,200	2,761.00	41,967,200	
遠藤照明	5,400	1,143.00	6,172,200	
古河電池	13,200	934.00	12,328,800	

双信電機	5,700	318.00	1,812,600	
山一電機	15,800	1,810.00	28,598,000	
図研	15,200	4,060.00	61,712,000	
日本電子	43,500	5,143.00	223,720,500	
カシオ計算機	125,300	1,278.50	160,196,050	
ファナック	845,700	3,881.00	3,282,161,700	
日本シイエムケイ	37,400	727.00	27,189,800	
エンプラス	5,100	10,340.00	52,734,000	
大真空	26,400	755.00	19,932,000	
ローム	320,800	2,536.50	813,709,200	
浜松ホトニクス	139,200	6,064.00	844,108,800	
三井ハイテック	15,400	6,853.00	105,536,200	
新光電気工業	61,400	5,327.00	327,077,800	
京セラ	269,500	7,920.00	2,134,440,000	
太陽誘電	84,600	3,790.00	320,634,000	
村田製作所	1,578,100	2,931.00	4,625,411,100	
双葉電子工業	33,800	529.00	17,880,200	
北陸電気工業	4,600	1,397.00	6,426,200	
ニチコン	45,800	1,392.00	63,753,600	
日本ケミコン	18,700	1,378.00	25,768,600	
KOA	26,500	1,519.00	40,253,500	
市光工業	32,000	555.00	17,760,000	
小糸製作所	187,900	2,350.50	441,658,950	
ミツバ	32,500	880.00	28,600,000	
SCREENホールディングス	59,300	9,220.00	546,746,000	
キヤノン電子	19,400	1,945.00	37,733,000	
キヤノン	865,000	3,690.00	3,191,850,000	
リコー	434,800	1,228.00	533,934,400	
象印マホービン	48,400	1,572.00	76,084,800	
MUTOHホールディングス	1,700	2,016.00	3,427,200	
東京エレクトロン	367,100	22,190.00	8,145,949,000	
イノテック	11,800	1,656.00	19,540,800	
トヨタ紡織	73,100	2,688.50	196,529,350	
芦森工業	2,200	2,249.00	4,947,800	
ユニプレス	31,200	961.00	29,983,200	
豊田自動織機	147,900	11,750.00	1,737,825,000	

モリタホールディングス	30,500	1,544.00	47,092,000
三櫻工業	26,600	915.00	24,339,000
デンソー	1,430,900	2,375.00	3,398,387,500
東海理化電機製作所	48,900	2,427.00	118,680,300
川崎重工業	141,600	3,266.00	462,465,600
名村造船所	37,800	956.00	36,136,800
日本車輛製造	6,600	2,096.00	13,833,600
三菱ロジスネクスト	27,700	1,285.00	35,594,500
近畿車輛	1,600	1,937.00	3,099,200
日産自動車	2,463,700	607.20	1,495,958,640
いすゞ自動車	504,200	1,732.00	873,274,400
トヨタ自動車	9,523,200	2,803.00	26,693,529,600
日野自動車	260,900	465.20	121,370,680
三菱自動車工業	676,600	499.20	337,758,720
エフテック	8,100	620.00	5,022,000
レシップホールディングス	4,500	615.00	2,767,500
GMB	2,300	1,811.00	4,165,300
ファルテック	2,000	561.00	1,122,000
武蔵精密工業	42,500	1,670.00	70,975,000
日産車体	20,400	834.00	17,013,600
新明和工業	49,900	1,225.00	61,127,500
極東開発工業	28,600	1,889.00	54,025,400
トピー工業	14,100	2,662.00	37,534,200
ティラド	4,400	3,105.00	13,662,000
曙ブレーキ工業	105,800	127.00	13,436,600
タチエス	32,100	1,639.00	52,611,900
NOK	67,400	1,945.50	131,126,700
フタバ産業	46,600	765.00	35,649,000
カヤバ	16,700	4,400.00	73,480,000
大同メタル工業	34,100	579.00	19,743,900
プレス工業	69,400	602.00	41,778,800
ミクニ	13,400	438.00	5,869,200
太平洋工業	39,800	1,409.00	56,078,200
アイシン	133,800	5,408.00	723,590,400
マツダ	573,700	1,675.50	961,234,350
今仙電機製作所	7,400	577.00	4,269,800

本田技研工業	4,229,400	1,586.00	6,707,828,400	
スズキ	318,500	6,434.00	2,049,229,000	
S U B A R U	548,700	2,697.00	1,479,843,900	
安永	5,100	696.00	3,549,600	
ヤマハ発動機	249,900	3,709.00	926,879,100	
T B K	11,700	389.00	4,551,300	
エクセディ	28,400	2,571.00	73,016,400	
豊田合成	50,700	3,138.00	159,096,600	
愛三工業	28,800	1,270.00	36,576,000	
盟和産業	1,700	983.00	1,671,100	
日本プラスト	9,300	557.00	5,180,100	
ヨロズ	16,400	891.00	14,612,400	
エフ・シー・シー	30,800	1,815.00	55,902,000	
シマノ	70,400	22,610.00	1,591,744,000	
テイ・エス テック	61,800	1,798.50	111,147,300	
ジャムコ	7,400	1,439.00	10,648,600	
テルモ	484,900	4,192.00	2,032,700,800	
クリエートメディック	3,800	880.00	3,344,000	
日機装	40,400	957.00	38,662,800	
日本エム・ディ・エム	13,800	704.00	9,715,200	
島津製作所	230,400	3,849.00	886,809,600	
J M S	16,100	512.00	8,243,200	
長野計器	12,600	2,187.00	27,556,200	
ブイ・テクノロジー	9,100	1,945.00	17,699,500	
東京計器	13,300	1,512.00	20,109,600	
愛知時計電機	7,500	2,283.00	17,122,500	
インターアクション	8,200	1,025.00	8,405,000	
オーバル	10,200	432.00	4,406,400	
東京精密	35,500	7,902.00	280,521,000	
マニー	69,400	2,062.50	143,137,500	
ニコン	250,800	1,376.50	345,226,200	
トプコン	84,300	1,532.00	129,147,600	
オリンパス	1,067,600	2,044.50	2,182,708,200	
理研計器	12,300	5,970.00	73,431,000	
タムロン	10,600	4,165.00	44,149,000	
HOYA	344,500	15,310.00	5,274,295,000	

シード	5,900	707.00	4,171,300	
ノーリツ鋼機	16,400	3,180.00	52,152,000	
A&Dホロンホールディングス	25,300	1,732.00	43,819,600	
朝日インテック	193,800	2,629.50	509,597,100	
シチズン時計	159,600	890.00	142,044,000	
リズム	3,600	2,609.00	9,392,400	
大研医器	8,700	534.00	4,645,800	
メニコン	59,600	1,843.00	109,842,800	
シンシア	1,400	535.00	749,000	
松風	7,800	2,547.00	19,866,600	
セイコーグループ	24,200	2,360.00	57,112,000	
ニプロ	144,600	1,093.00	158,047,800	
KYORITSU	17,200	173.00	2,975,600	
中本ボックス	3,500	1,639.00	5,736,500	
スノーピーク	24,700	984.00	24,304,800	
パラマウントベッドホールディングス	36,000	2,672.00	96,192,000	
トランザクション	11,400	2,137.00	24,361,800	
粧美堂	3,100	505.00	1,565,500	
ニホンフラッシュ	16,300	888.00	14,474,400	
前田工織	14,600	3,000.00	43,800,000	
永大産業	12,300	215.00	2,644,500	
アートネイチャー	17,800	790.00	14,062,000	
バンダイナムコホールディングス	475,100	3,016.00	1,432,901,600	
アイフイスジャパン	3,200	606.00	1,939,200	
SHOEI	39,200	2,120.00	83,104,000	
フランスベッドホールディングス	22,400	1,228.00	27,507,200	
パイロットコーポレーション	24,400	4,529.00	110,507,600	
萩原工業	11,600	1,584.00	18,374,400	
フジシールインターナショナル	35,100	1,650.00	57,915,000	
タカラトミー	78,900	2,103.50	165,966,150	
広済堂ホールディングス	7,800	3,115.00	24,297,000	
エステールホールディングス	2,700	629.00	1,698,300	
タカノ	4,300	808.00	3,474,400	
プロネクサス	18,000	1,168.00	21,024,000	
ホクシン	8,800	119.00	1,047,200	
ウッドワン	3,800	1,038.00	3,944,400	

TOPPANホールディングス	213,200	3,391.00	722,961,200	
大日本印刷	189,500	3,948.00	748,146,000	
共同印刷	4,900	3,520.00	17,248,000	
N I S S H A	29,700	1,532.00	45,500,400	
光村印刷	1,000	1,275.00	1,275,000	
TAKARA & COMPANY	11,100	2,392.00	26,551,200	
アシックス	147,800	4,916.00	726,584,800	
ツツミ	4,100	2,224.00	9,118,400	
ローランド	12,800	4,760.00	60,928,000	
小松ウオール工業	7,100	2,875.00	20,412,500	
ヤマハ	109,300	3,604.00	393,917,200	
河合楽器製作所	5,300	3,430.00	18,179,000	
クリナップ	19,400	683.00	13,250,200	
ビジョン	110,500	1,626.50	179,728,250	
キングジム	15,300	869.00	13,295,700	
リンテック	34,800	2,439.00	84,877,200	
イトーキ	35,500	1,381.00	49,025,500	
任天堂	1,095,000	6,861.00	7,512,795,000	
三菱鉛筆	24,600	1,834.00	45,116,400	
タカラスタANDARD	36,500	1,771.00	64,641,500	
コクヨ	74,700	2,434.00	181,819,800	
ナカバヤシ	18,700	516.00	9,649,200	
グローブライト	15,600	2,004.00	31,262,400	
オカムラ	52,200	2,205.00	115,101,000	
美津濃	17,200	4,100.00	70,520,000	
東京電力ホールディングス	1,563,400	656.30	1,026,059,420	
中部電力	639,100	1,819.50	1,162,842,450	
関西電力	669,700	1,917.00	1,283,814,900	
中国電力	301,300	1,007.00	303,409,100	
北陸電力	177,300	761.10	134,943,030	
東北電力	456,600	940.20	429,295,320	
四国電力	161,500	1,040.00	167,960,000	
九州電力	399,800	995.00	397,801,000	
北海道電力	167,600	634.00	106,258,400	
沖縄電力	44,300	1,065.00	47,179,500	
電源開発	142,500	2,280.00	324,900,000	

エフオン	11,200	461.00	5,163,200	
イーレックス	30,800	735.00	22,638,000	
レノバ	46,200	1,068.00	49,341,600	
東京瓦斯	366,700	3,246.00	1,190,308,200	
大阪瓦斯	351,300	2,795.00	981,883,500	
東邦瓦斯	75,100	2,724.00	204,572,400	
北海道瓦斯	10,400	2,332.00	24,252,800	
広島ガス	36,600	379.00	13,871,400	
西部ガスホールディングス	18,100	1,896.00	34,317,600	
静岡ガス	36,300	984.00	35,719,200	
メタウォーター	20,800	2,015.00	41,912,000	
SBSホールディングス	15,500	2,625.00	40,687,500	
東武鉄道	190,500	3,809.00	725,614,500	
相鉄ホールディングス	62,100	2,675.00	166,117,500	
東急	486,300	1,781.00	866,100,300	
京浜急行電鉄	214,600	1,280.00	274,688,000	
小田急電鉄	286,800	2,241.00	642,718,800	
京王電鉄	83,400	4,357.00	363,373,800	
京成電鉄	111,800	6,132.00	685,557,600	
富士急行	21,400	4,305.00	92,127,000	
東日本旅客鉄道	318,600	7,840.00	2,497,824,000	
西日本旅客鉄道	205,700	5,892.00	1,211,984,400	
東海旅客鉄道	668,000	3,443.00	2,299,924,000	
西武ホールディングス	209,800	1,513.00	317,427,400	
鴻池運輸	29,500	1,903.00	56,138,500	
西日本鉄道	46,300	2,383.00	110,332,900	
ハマキョウレックス	14,800	3,875.00	57,350,000	
サカイ引越センター	19,200	2,523.00	48,441,600	
近鉄グループホールディングス	173,100	4,132.00	715,249,200	
阪急阪神ホールディングス	230,900	4,674.00	1,079,226,600	
南海電気鉄道	77,200	2,895.50	223,532,600	
京阪ホールディングス	95,400	3,818.00	364,237,200	
神戸電鉄	4,700	2,831.00	13,305,700	
名古屋鉄道	178,600	2,051.00	366,308,600	
山陽電気鉄道	13,000	2,112.00	27,456,000	
アルプス物流	13,800	1,577.00	21,762,600	

ヤマトホールディングス	221,700	2,574.50	570,766,650	
山九	44,100	4,835.00	213,223,500	
丸運	5,600	245.00	1,372,000	
丸全昭和運輸	10,700	3,880.00	41,516,000	
センコーグループホールディングス	91,700	1,034.00	94,817,800	
トナミホールディングス	3,800	4,490.00	17,062,000	
ニッコンホールディングス	55,400	3,148.00	174,399,200	
日本石油輸送	1,200	2,881.00	3,457,200	
福山通運	19,800	3,515.00	69,597,000	
セイノーホールディングス	97,400	2,057.50	200,400,500	
エスライングループ本社	3,200	851.00	2,723,200	
神奈川中央交通	4,900	3,085.00	15,116,500	
AZ-COM丸和ホールディングス	41,800	1,995.00	83,391,000	
C&Fロジホールディングス	16,700	1,403.00	23,430,100	
九州旅客鉄道	122,400	3,057.00	374,176,800	
SGホールディングス	290,700	2,114.00	614,539,800	
NIPPON EXPRESSホールディングス	58,800	7,703.00	452,936,400	
日本郵船	496,600	3,693.00	1,833,943,800	
商船三井	376,000	3,864.00	1,452,864,000	
川崎汽船	146,500	4,749.00	695,728,500	
NSユニテッド海運	9,600	4,470.00	42,912,000	
飯野海運	64,600	1,154.00	74,548,400	
共栄タンカー	3,600	820.00	2,952,000	
乾汽船	23,000	1,139.00	26,197,000	
日本航空	425,300	2,849.00	1,211,679,700	
ANAホールディングス	471,100	3,068.00	1,445,334,800	
パスコ	2,200	1,569.00	3,451,800	
トランコム	5,000	7,520.00	37,600,000	
日新	13,100	2,527.00	33,103,700	
三菱倉庫	42,500	4,302.00	182,835,000	
三井倉庫ホールディングス	16,200	4,585.00	74,277,000	
住友倉庫	46,700	2,351.00	109,791,700	
澁澤倉庫	7,900	2,788.00	22,025,200	
東陽倉庫	3,000	1,493.00	4,479,000	
日本トランスシティ	34,800	649.00	22,585,200	

ケイヒン	2,000	1,791.00	3,582,000
中央倉庫	9,300	1,066.00	9,913,800
川西倉庫	1,900	1,060.00	2,014,000
安田倉庫	11,800	1,081.00	12,755,800
ファイブホールディングス	2,100	1,052.00	2,209,200
東洋埠頭	3,300	1,379.00	4,550,700
上組	83,000	3,026.00	251,158,000
サンリツ	2,600	727.00	1,890,200
キムラユニティー	5,500	1,316.00	7,238,000
キューソー流通システム	6,900	932.00	6,430,800
東海運	6,700	281.00	1,882,700
エーアイテイー	10,900	1,641.00	17,886,900
内外トランスライン	6,900	2,440.00	16,836,000
日本コンセプト	6,300	1,773.00	11,169,900
NEC ネットエスアイ	67,800	2,117.00	143,532,600
クロスキャット	11,100	1,125.00	12,487,500
システナ	263,300	258.00	67,931,400
デジタルアーツ	11,000	4,625.00	50,875,000
日鉄ソリューションズ	29,700	4,550.00	135,135,000
キューブシステム	10,300	1,104.00	11,371,200
コア	7,700	1,739.00	13,390,300
手間いらず	3,000	2,497.00	7,491,000
ラクーンホールディングス	14,500	720.00	10,440,000
ソリトンシステムズ	9,000	1,118.00	10,062,000
ソフトクリエイトホールディングス	14,300	1,758.00	25,139,400
T I S	190,300	3,087.00	587,456,100
テクミラホールディングス	5,400	443.00	2,392,200
グリー	46,700	542.00	25,311,400
GMOペパボ	2,300	1,251.00	2,877,300
コーエーテクモホールディングス	109,000	1,967.50	214,457,500
三菱総合研究所	8,500	4,690.00	39,865,000
電算	1,400	1,501.00	2,101,400
A G S	4,900	706.00	3,459,400
ファインデックス	13,800	815.00	11,247,000
ブレインパッド	13,000	888.00	11,544,000
K L a b	32,000	268.00	8,576,000

ポールトゥウィンホールディングス	29,800	478.00	14,244,400	
ネクソン	388,500	3,030.00	1,177,155,000	
アイスタイル	51,700	448.00	23,161,600	
エムアップホールディングス	21,300	1,195.00	25,453,500	
エイチーム	10,300	650.00	6,695,000	
エニグモ	22,200	349.00	7,747,800	
テクノスジャパン	9,500	624.00	5,928,000	
コロプラ	67,500	571.00	38,542,500	
ブロードリーフ	94,600	505.00	47,773,000	
クロス・マーケティンググループ	7,000	679.00	4,753,000	
デジタルハーツホールディングス	10,900	878.00	9,570,200	
システム情報	13,800	928.00	12,806,400	
メディアドゥ	7,900	1,425.00	11,257,500	
じげん	50,800	540.00	27,432,000	
ブイキューブ	20,900	385.00	8,046,500	
エンカレッジ・テクノロジー	2,800	507.00	1,419,600	
サイバーリンクス	4,500	725.00	3,262,500	
フィックスターズ	19,700	1,153.00	22,714,100	
CARTA HOLDINGS	8,200	1,253.00	10,274,600	
オブティム	17,900	877.00	15,698,300	
セレス	7,000	996.00	6,972,000	
SHIFT	11,600	32,720.00	379,552,000	
ティーガイア	18,200	1,795.00	32,669,000	
セック	1,900	3,915.00	7,438,500	
テクマトリックス	31,800	1,704.00	54,187,200	
プロシップ	8,400	1,301.00	10,928,400	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	45,300	2,245.00	101,698,500	
GMOペイメントゲートウェイ	34,800	7,562.00	263,157,600	
ザッパラス	3,300	475.00	1,567,500	
システムリサーチ	6,000	3,235.00	19,410,000	
インターネットイニシアティブ	83,200	2,631.00	218,899,200	
さくらインターネット	19,500	1,148.00	22,386,000	
ヴィンクス	2,800	2,014.00	5,639,200	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,300	2,679.00	14,198,700	
SRAホールディングス	8,900	3,525.00	31,372,500	
システムインテグレータ	3,500	398.00	1,393,000	

朝日ネット	18,700	622.00	11,631,400	
eBASE	24,500	756.00	18,522,000	
アバントグループ	22,000	1,426.00	31,372,000	
アドソル日進	7,300	1,570.00	11,461,000	
ODKソリューションズ	2,600	549.00	1,427,400	
フリービット	9,100	1,064.00	9,682,400	
コムチュア	25,100	1,931.00	48,468,100	
サイバーコム	1,900	1,900.00	3,610,000	
アステリア	13,700	698.00	9,562,600	
アイル	8,100	3,895.00	31,549,500	
マークラインズ	9,400	2,886.00	27,128,400	
メディカル・データ・ビジョン	20,800	710.00	14,768,000	
gumi	25,700	412.00	10,588,400	
ショーケース	2,800	293.00	820,400	
モバイルファクトリー	2,500	717.00	1,792,500	
テラスカイ	7,500	1,539.00	11,542,500	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	10,100	1,590.00	16,059,000	
PCIホールディングス	4,400	1,053.00	4,633,200	
アイビーシー	1,800	531.00	955,800	
ネオジャパン	5,800	1,008.00	5,846,400	
PR TIMES	4,400	1,682.00	7,400,800	
ラクス	82,300	2,196.50	180,771,950	
ランドコンピュータ	5,600	688.00	3,852,800	
ダブルスタンダード	5,300	1,424.00	7,547,200	
オープンドア	12,200	835.00	10,187,000	
アカツキ	8,300	2,109.00	17,504,700	
ベネフィットジャパン	700	1,115.00	780,500	
Ubicomホールディングス	5,400	1,575.00	8,505,000	
カナミックネットワーク	18,800	481.00	9,042,800	
ノムラシステムコーポレーション	12,900	109.00	1,406,100	
チェンジホールディングス	37,900	1,630.00	61,777,000	
シンクロ・フード	7,400	583.00	4,314,200	
オークネット	7,500	1,822.00	13,665,000	
キャピタル・アセット・プランニング	2,300	795.00	1,828,500	
セグエグループ	3,700	940.00	3,478,000	
エイトレッド	1,800	1,318.00	2,372,400	

マクロミル	34,200	674.00	23,050,800
ビーグリー	2,500	1,102.00	2,755,000
オロ	6,300	2,175.00	13,702,500
ユーザーローカル	6,300	1,716.00	10,810,800
テモナ	2,800	248.00	694,400
ニーズウェル	6,400	695.00	4,448,000
マネーフォワード	38,700	4,368.00	169,041,600
サインポスト	4,500	454.00	2,043,000
Sun Asterisk	12,400	1,122.00	13,912,800
プラスアルファ・コンサルティング	10,300	2,656.00	27,356,800
電算システムホールディングス	7,700	2,792.00	21,498,400
Appier Group	59,400	1,546.00	91,832,400
ソルクシーズ	9,400	411.00	3,863,400
フェイス	3,300	490.00	1,617,000
プロトコーポレーション	19,100	1,312.00	25,059,200
ハイマックス	5,500	1,364.00	7,502,000
野村総合研究所	385,400	4,073.00	1,569,734,200
サイバネットシステム	13,900	1,092.00	15,178,800
CEホールディングス	6,000	556.00	3,336,000
日本システム技術	5,700	2,180.00	12,426,000
インテージホールディングス	19,700	1,647.00	32,445,900
東邦システムサイエンス	5,700	1,129.00	6,435,300
ソースネクスト	88,400	187.00	16,530,800
インフォコム	22,400	2,531.00	56,694,400
シンプレクス・ホールディングス	26,100	2,416.00	63,057,600
HEROZ	5,900	1,426.00	8,413,400
ラクスル	41,900	1,397.00	58,534,300
メルカリ	105,500	3,307.00	348,888,500
I P S	5,600	2,620.00	14,672,000
F I G	13,500	336.00	4,536,000
システムサポート	6,700	2,053.00	13,755,100
イーソル	12,600	687.00	8,656,200
東海ソフト	1,700	1,108.00	1,883,600
ウイングアーク1st	18,000	2,891.00	52,038,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	4,700	1,250.00	5,875,000

サーバーワークス	3,600	3,275.00	11,790,000
東名	900	1,748.00	1,573,200
ヴィッツ	1,200	959.00	1,150,800
トピラシステムズ	3,300	840.00	2,772,000
S a n s a n	57,000	1,353.00	77,121,000
L i n k - U	2,800	744.00	2,083,200
ギフトィ	15,200	1,396.00	21,219,200
メドレー	23,400	4,740.00	110,916,000
ベース	6,000	4,355.00	26,130,000
JMDC	29,700	4,681.00	139,025,700
フォーカスシステムズ	12,700	1,003.00	12,738,100
クレスコ	14,300	1,870.00	26,741,000
フジ・メディア・ホールディングス	167,100	1,550.50	259,088,550
オービック	58,100	22,055.00	1,281,395,500
ジャストシステム	25,000	2,843.00	71,075,000
TDCソフト	16,300	1,777.00	28,965,100
L I N E ヤフー	2,476,000	443.00	1,096,868,000
トレンドマイクロ	82,200	6,885.00	565,947,000
IDホールディングス	11,700	1,530.00	17,901,000
日本オラクル	33,300	10,790.00	359,307,000
アルファシステムズ	4,600	2,923.00	13,445,800
フューチャー	37,100	1,787.00	66,297,700
C A C H o l d i n g s	10,000	1,754.00	17,540,000
S Bテクノロジー	7,400	2,405.00	17,797,000
トーセ	3,400	699.00	2,376,600
オービックビジネスコンサルタント	24,500	6,486.00	158,907,000
アイティフォー	22,900	1,075.00	24,617,500
東計電算	2,400	6,620.00	15,888,000
エクスネット	1,600	1,058.00	1,692,800
大塚商会	86,300	5,917.00	510,637,100
サイボウズ	24,000	2,047.00	49,128,000
電通国際情報サービス	21,100	4,560.00	96,216,000
A C C E S S	20,600	769.00	15,841,400
デジタルガレージ	27,800	3,100.00	86,180,000
EMシステムズ	29,000	747.00	21,663,000
ウェザーニューズ	5,400	5,920.00	31,968,000

C I J	28,900	598.00	17,282,200	
ビジネスエンジニアリング	2,900	3,700.00	10,730,000	
日本エンタープライズ	12,200	119.00	1,451,800	
WOWOW	13,100	1,063.00	13,925,300	
スカラ	16,100	769.00	12,380,900	
インテリジェント ウェイブ	6,200	961.00	5,958,200	
ANYCOLOR	6,100	3,625.00	22,112,500	
IMAGICA GROUP	17,500	646.00	11,305,000	
ネットワンシステムズ	70,200	2,124.50	149,139,900	
システムソフト	60,900	68.00	4,141,200	
アルゴグラフィックス	16,000	3,380.00	54,080,000	
マーベラス	28,300	686.00	19,413,800	
エイベックス	29,600	1,342.00	39,723,200	
B I P R O G Y	56,900	4,037.00	229,705,300	
都築電気	9,200	2,111.00	19,421,200	
TBSホールディングス	89,000	2,635.50	234,559,500	
日本テレビホールディングス	154,000	1,487.50	229,075,000	
朝日放送グループホールディングス	16,300	638.00	10,399,400	
テレビ朝日ホールディングス	42,200	1,691.00	71,360,200	
スカパー J S A Tホールディングス	135,100	687.00	92,813,700	
テレビ東京ホールディングス	12,500	2,839.00	35,487,500	
日本BS放送	4,200	885.00	3,717,000	
ビジョン	26,200	1,377.00	36,077,400	
スマートバリュー	2,900	365.00	1,058,500	
USEN-NEXT HOLDINGS	19,500	3,505.00	68,347,500	
ワイヤレスゲート	5,200	180.00	936,000	
日本通信	171,400	221.00	37,879,400	
クロップス	1,900	960.00	1,824,000	
日本電信電話	51,740,600	172.80	8,940,775,680	
KDDI	1,344,100	4,621.00	6,211,086,100	
ソフトバンク	2,798,400	1,765.00	4,939,176,000	
光通信	17,500	21,740.00	380,450,000	
エムティーアイ	12,000	574.00	6,888,000	
GMOインターネットグループ	64,300	2,315.00	148,854,500	
ファイバーゲート	9,400	1,125.00	10,575,000	
アイドママーケティングコミュニケーション	2,800	236.00	660,800	

KADOKAWA	92,000	2,714.00	249,688,000	
学研ホールディングス	29,000	862.00	24,998,000	
ゼンリン	29,800	893.00	26,611,400	
昭文社ホールディングス	5,000	370.00	1,850,000	
インプレスホールディングス	10,300	183.00	1,884,900	
アイネット	10,600	1,869.00	19,811,400	
松竹	9,000	9,734.00	87,606,000	
東宝	96,800	5,105.00	494,164,000	
東映	5,700	18,260.00	104,082,000	
NTTデータグループ	454,800	1,849.00	840,925,200	
ピー・シー・エー	10,000	1,134.00	11,340,000	
ビジネスブレイン太田昭和	7,400	2,079.00	15,384,600	
D T S	37,000	3,280.00	121,360,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	79,500	5,363.00	426,358,500	
シーイーシー	22,000	1,650.00	36,300,000	
カプコン	155,600	5,081.00	790,603,600	
アイ・エス・ビー	8,900	1,447.00	12,878,300	
ジャステック	10,700	1,521.00	16,274,700	
S C S K	121,700	2,714.00	330,293,800	
N S W	7,700	2,782.00	21,421,400	
アイネス	13,600	1,581.00	21,501,600	
T K C	27,700	3,555.00	98,473,500	
富士ソフト	35,000	5,340.00	186,900,000	
N S D	62,100	2,607.00	161,894,700	
コナミグループ	65,200	7,948.00	518,209,600	
福井コンピュータホールディングス	10,800	2,626.00	28,360,800	
J B C Cホールディングス	11,500	3,110.00	35,765,000	
ミロク情報サービス	15,800	1,548.00	24,458,400	
ソフトバンクグループ	858,100	5,790.00	4,968,399,000	
高千穂交易	5,100	3,165.00	16,141,500	
オルパヘルスケアホールディングス	1,800	1,787.00	3,216,600	
伊藤忠食品	4,100	7,120.00	29,192,000	
エレマテック	16,500	1,711.00	28,231,500	
あらた	14,000	6,380.00	89,320,000	
トーメンデバイス	2,700	5,140.00	13,878,000	
東京エレクトロン デバイス	18,300	4,125.00	75,487,500	

円谷フィールズホールディングス	31,500	1,562.00	49,203,000
双日	204,300	3,113.00	635,985,900
アルフレッサ ホールディングス	184,200	2,497.50	460,039,500
横浜冷凍	50,000	1,185.00	59,250,000
ラサ商事	6,500	1,667.00	10,835,500
アルコニックス	24,200	1,339.00	32,403,800
神戸物産	142,000	3,614.00	513,188,000
ハイパー	2,800	302.00	845,600
あい ホールディングス	29,400	2,399.00	70,530,600
ディーブイエックス	3,400	1,024.00	3,481,600
ダイワボウホールディングス	81,200	3,075.00	249,690,000
マクニカホールディングス	43,400	6,461.00	280,407,400
ラクト・ジャパン	7,100	1,989.00	14,121,900
グリムス	7,700	2,004.00	15,430,800
バイタルケーエスケー・ホールディングス	27,800	1,075.00	29,885,000
八洲電機	14,900	1,293.00	19,265,700
メディアスホールディングス	11,800	742.00	8,755,600
レスターホールディングス	15,600	2,533.00	39,514,800
ジオリーブグループ	2,800	1,182.00	3,309,600
大光	5,200	664.00	3,452,800
OCHIホールディングス	2,800	1,380.00	3,864,000
TOKAIホールディングス	99,700	978.00	97,506,600
黒谷	3,400	584.00	1,985,600
Cominix	2,400	756.00	1,814,400
三洋貿易	20,700	1,273.00	26,351,100
ビューティガレージ	5,800	2,457.00	14,250,600
ウイン・パートナーズ	13,300	1,216.00	16,172,800
ミタチ産業	3,100	1,036.00	3,211,600
シップヘルスケアホールディングス	66,000	2,330.50	153,813,000
明治電機工業	6,800	1,399.00	9,513,200
デリカフーズホールディングス	4,800	581.00	2,788,800
スターティアホールディングス	2,700	1,278.00	3,450,600
コメダホールディングス	45,000	2,766.00	124,470,000
ピーバンドットコム	1,800	392.00	705,600
アセンテック	7,100	524.00	3,720,400
富士興産	2,900	1,834.00	5,318,600

協栄産業	1,100	2,342.00	2,576,200	
フルサト・マルカホールディングス	17,100	2,794.00	47,777,400	
ヤマエグループホールディングス	10,400	3,770.00	39,208,000	
小野建	18,000	1,692.00	30,456,000	
南陽	2,300	2,037.00	4,685,100	
佐鳥電機	9,000	1,865.00	16,785,000	
エコートレーディング	2,400	1,352.00	3,244,800	
伯東	10,500	5,190.00	54,495,000	
コンドーテック	14,100	1,155.00	16,285,500	
中山福	6,600	349.00	2,303,400	
ナガイレーベン	23,200	2,185.00	50,692,000	
三菱食品	17,000	4,480.00	76,160,000	
松田産業	14,000	2,585.00	36,190,000	
第一興商	71,000	2,261.50	160,566,500	
メディパルホールディングス	190,100	2,497.00	474,679,700	
S P K	8,200	1,794.00	14,710,800	
萩原電気ホールディングス	7,800	4,420.00	34,476,000	
アズワン	28,700	5,095.00	146,226,500	
スズデン	6,400	2,185.00	13,984,000	
尾家産業	2,900	1,795.00	5,205,500	
シモジマ	12,600	1,217.00	15,334,200	
ドウシシャ	17,000	2,116.00	35,972,000	
小津産業	2,700	1,569.00	4,236,300	
高速	10,900	2,012.00	21,930,800	
たけびし	7,000	1,840.00	12,880,000	
リックス	3,200	3,410.00	10,912,000	
丸文	16,400	1,255.00	20,582,000	
ハビネット	15,600	2,491.00	38,859,600	
橋本総業ホールディングス	7,300	1,192.00	8,701,600	
日本ライフライン	53,800	1,109.00	59,664,200	
タカショー	16,000	594.00	9,504,000	
I D O M	48,600	883.00	42,913,800	
進和	11,200	2,393.00	26,801,600	
エスケイジャパン	3,000	774.00	2,322,000	
ダイトロン	7,200	2,871.00	20,671,200	
シークス	26,200	1,456.00	38,147,200	

田中商事	3,500	683.00	2,390,500	
オーハシテクニカ	9,800	1,762.00	17,267,600	
白銅	5,200	2,219.00	11,538,800	
ダイコー通産	1,300	1,117.00	1,452,100	
伊藤忠商事	1,233,500	5,863.00	7,232,010,500	
丸紅	1,529,900	2,360.00	3,610,564,000	
高島	7,700	983.00	7,569,100	
長瀬産業	84,100	2,292.00	192,757,200	
蝶理	11,500	2,828.00	32,522,000	
豊田通商	160,700	8,659.00	1,391,501,300	
三共生興	25,500	756.00	19,278,000	
兼松	76,700	2,018.00	154,780,600	
ツカモトコーポレーション	1,700	1,167.00	1,983,900	
三井物産	1,382,600	5,613.00	7,760,533,800	
日本紙パルプ商事	8,800	4,570.00	40,216,000	
カメイ	19,500	1,559.00	30,400,500	
東都水産	600	7,100.00	4,260,000	
OUGホールディングス	1,800	2,391.00	4,303,800	
スターゼン	12,700	2,496.00	31,699,200	
山善	55,700	1,209.00	67,341,300	
椿本興業	3,800	5,390.00	20,482,000	
住友商事	1,110,500	3,267.00	3,628,003,500	
内田洋行	7,400	6,840.00	50,616,000	
三菱商事	1,212,000	7,184.00	8,707,008,000	
第一実業	17,300	1,922.00	33,250,600	
キヤノンマーケティングジャパン	42,500	3,692.00	156,910,000	
西華産業	7,200	2,459.00	17,704,800	
佐藤商事	12,700	1,492.00	18,948,400	
菱洋エレクトロ	17,400	3,495.00	60,813,000	
東京産業	16,800	842.00	14,145,600	
ユアサ商事	14,300	4,165.00	59,559,500	
神鋼商事	4,600	5,640.00	25,944,000	
トルク	6,600	260.00	1,716,000	
阪和興業	33,000	4,335.00	143,055,000	
正栄食品工業	12,200	4,365.00	53,253,000	
カナデン	13,800	1,454.00	20,065,200	

RYODEN	14,800	2,501.00	37,014,800
岩谷産業	41,800	7,111.00	297,239,800
ナイス	3,300	1,469.00	4,847,700
ニチモウ	1,600	3,930.00	6,288,000
極東貿易	11,000	1,779.00	19,569,000
アステナホールディングス	34,500	516.00	17,802,000
三愛オブリ	44,100	1,554.00	68,531,400
稲畑産業	36,300	3,200.00	116,160,000
G S I クレオス	10,600	2,022.00	21,433,200
明和産業	24,400	657.00	16,030,800
クワザワホールディングス	4,000	522.00	2,088,000
ワキタ	30,400	1,487.00	45,204,800
東邦ホールディングス	50,800	3,442.00	174,853,600
サンゲツ	42,200	2,712.00	114,446,400
ミツウロコグループホールディングス	23,400	1,307.00	30,583,800
シナネンホールディングス	5,100	4,040.00	20,604,000
伊藤忠エネクス	45,500	1,557.00	70,843,500
サンリオ	52,000	7,034.00	365,768,000
サンワテクノス	9,400	2,209.00	20,764,600
リョーサン	13,000	4,670.00	60,710,000
新光商事	24,700	1,132.00	27,960,400
トーヨー	7,800	3,185.00	24,843,000
三信電気	7,400	2,214.00	16,383,600
東陽テクニカ	18,600	1,357.00	25,240,200
モスフードサービス	27,000	3,250.00	87,750,000
加賀電子	16,800	6,090.00	102,312,000
ソーダニッカ	13,600	975.00	13,260,000
立花エレテック	12,200	2,712.00	33,086,400
フォーバル	7,200	1,160.00	8,352,000
PAL TAC	24,700	4,873.00	120,363,100
三谷産業	32,100	333.00	10,689,300
西本Wismettacホールディングス	4,700	6,050.00	28,435,000
ヤマシタヘルスケアホールディングス	1,000	2,020.00	2,020,000
コーア商事ホールディングス	10,300	745.00	7,673,500
K P P グループホールディングス	47,600	634.00	30,178,400
ヤマタネ	8,100	2,230.00	18,063,000

丸紅建材リース	1,100	2,518.00	2,769,800	
泉州電業	9,200	3,180.00	29,256,000	
トラスコ中山	38,500	2,311.00	88,973,500	
オートバックスセブン	63,900	1,524.00	97,383,600	
モリト	13,200	1,324.00	17,476,800	
加藤産業	22,700	4,420.00	100,334,000	
北恵	3,100	995.00	3,084,500	
イエローハット	29,200	1,731.00	50,545,200	
J Kホールディングス	14,100	956.00	13,479,600	
日伝	12,400	2,523.00	31,285,200	
北沢産業	6,600	263.00	1,735,800	
杉本商事	8,900	2,165.00	19,268,500	
因幡電機産業	47,600	3,230.00	153,748,000	
東テク	6,100	4,920.00	30,012,000	
ミスミグループ本社	277,000	2,518.00	697,486,000	
アルテック	6,600	234.00	1,544,400	
タキヒヨー	3,000	1,001.00	3,003,000	
蔵王産業	2,000	2,420.00	4,840,000	
スズケン	69,800	4,477.00	312,494,600	
ジェコス	11,000	955.00	10,505,000	
グローセル	18,800	438.00	8,234,400	
ローソン	39,000	7,258.00	283,062,000	
サンエー	14,100	4,565.00	64,366,500	
カワチ薬品	14,500	2,410.00	34,945,000	
エービーシー・マート	80,500	2,479.50	199,599,750	
ハードオフコーポレーション	6,000	1,483.00	8,898,000	
アスクル	38,200	2,060.00	78,692,000	
ゲオホールディングス	20,800	2,486.00	51,708,800	
アダストリア	22,300	3,265.00	72,809,500	
くら寿司	21,600	3,525.00	76,140,000	
キャンドウ	6,700	2,513.00	16,837,100	
I Kホールディングス	5,200	349.00	1,814,800	
パルグループホールディングス	36,200	2,027.00	73,377,400	
エディオン	72,900	1,516.00	110,516,400	
サーラコーポレーション	39,200	734.00	28,772,800	
ワッツ	6,800	552.00	3,753,600	

ハローズ	8,400	4,360.00	36,624,000
あみやき亭	4,600	3,700.00	17,020,000
大黒天物産	5,700	6,110.00	34,827,000
ハニーズホールディングス	14,800	1,553.00	22,984,400
ファーマライズホールディングス	3,400	650.00	2,210,000
アルペン	15,400	1,908.00	29,383,200
ハブ	4,600	729.00	3,353,400
クオールホールディングス	25,500	1,620.00	41,310,000
ジーンズホールディングス	11,000	4,415.00	48,565,000
ビックカメラ	98,000	1,180.00	115,640,000
DCMホールディングス	97,300	1,169.00	113,743,700
Monotaro	260,500	1,432.50	373,166,250
東京一番フーズ	3,800	507.00	1,926,600
きちりホールディングス	2,900	910.00	2,639,000
J. フロント リテイリング	210,900	1,448.50	305,488,650
ドトール・日レスホールディングス	32,700	2,164.00	70,762,800
マツキヨココカラ&カンパニー	334,000	2,561.00	855,374,000
ブロンコビリー	10,900	3,100.00	33,790,000
ZOZO	121,400	3,005.00	364,807,000
トレジャー・ファクトリー	9,200	1,218.00	11,205,600
物語コーポレーション	30,800	3,980.00	122,584,000
三越伊勢丹ホールディングス	309,300	1,693.00	523,644,900
Hamee	6,900	980.00	6,762,000
マーケットエンタープライズ	1,600	1,291.00	2,065,600
ウエルシアホールディングス	95,400	2,475.00	236,115,000
クリエイトSDホールディングス	30,500	3,100.00	94,550,000
丸善CHIホールディングス	15,800	329.00	5,198,200
ミサワ	3,000	637.00	1,911,000
ティーライフ	2,000	1,363.00	2,726,000
チムニー	3,800	1,388.00	5,274,400
シュッピン	17,000	1,277.00	21,709,000
オイシックス・ラ・大地	25,000	1,269.00	31,725,000
ネクステージ	42,100	2,224.00	93,630,400
ジョイフル本田	53,600	1,781.00	95,461,600
鳥貴族ホールディングス	6,900	2,814.00	19,416,600
ホットランド	14,300	2,069.00	29,586,700

すかいらくホールディングス	251,000	2,279.50	572,154,500	
SFPホールディングス	10,000	2,341.00	23,410,000	
綿半ホールディングス	14,600	1,357.00	19,812,200	
ヨシックスホールディングス	3,500	2,866.00	10,031,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	51,700	1,052.00	54,388,400	
ゴルフダイジェスト・オンライン	9,000	717.00	6,453,000	
B E E N O S	8,000	1,468.00	11,744,000	
あさひ	17,400	1,310.00	22,794,000	
日本調剤	12,800	1,281.00	16,396,800	
コスモス薬品	18,200	15,560.00	283,192,000	
トーエル	6,100	691.00	4,215,100	
セブン&アイ・ホールディングス	632,400	5,689.00	3,597,723,600	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	124,200	1,026.00	127,429,200	
ツルハホールディングス	38,600	10,850.00	418,810,000	
サンマルクホールディングス	15,000	1,907.00	28,605,000	
フェリシモ	3,200	908.00	2,905,600	
トリドールホールディングス	51,500	3,658.00	188,387,000	
TOKYO BASE	23,500	300.00	7,050,000	
ウイルプラスホールディングス	2,400	1,208.00	2,899,200	
JMホールディングス	14,100	2,004.00	28,256,400	
サツドラホールディングス	6,200	763.00	4,730,600	
アレンザホールディングス	14,200	1,005.00	14,271,000	
串カツ田中ホールディングス	5,200	1,674.00	8,704,800	
バロックジャパンリミテッド	14,800	804.00	11,899,200	
クスリのアオキホールディングス	16,400	9,484.00	155,537,600	
力の源ホールディングス	8,200	1,739.00	14,259,800	
FOOD & LIFE COMPANIES	98,000	2,554.50	250,341,000	
メディカルシステムネットワーク	20,900	531.00	11,097,900	
はるやまホールディングス	6,100	534.00	3,257,400	
ノジマ	53,600	1,424.00	76,326,400	
カッパ・クリエイト	28,800	1,630.00	46,944,000	
ライトオン	9,200	431.00	3,965,200	
良品計画	200,500	2,179.00	436,889,500	
パリミキホールディングス	16,500	393.00	6,484,500	
アドヴァングループ	17,900	1,036.00	18,544,400	

アルビス	6,200	2,579.00	15,989,800
コナカ	13,300	393.00	5,226,900
ハウス オブ ローゼ	1,800	1,604.00	2,887,200
G-7ホールディングス	20,400	1,159.00	23,643,600
イオン北海道	54,400	894.00	48,633,600
コジマ	31,000	659.00	20,429,000
ヒマラヤ	4,400	917.00	4,034,800
コーナン商事	22,600	3,720.00	84,072,000
エコス	7,000	2,178.00	15,246,000
ワタミ	19,400	1,112.00	21,572,800
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	370,500	3,006.00	1,113,723,000
西松屋チェーン	36,300	1,864.00	67,663,200
ゼンショーホールディングス	90,500	8,085.00	731,692,500
幸楽苑ホールディングス	13,600	1,103.00	15,000,800
ハークスレイ	5,000	714.00	3,570,000
サイゼリヤ	27,200	5,570.00	151,504,000
VTホールディングス	70,600	515.00	36,359,000
魚力	6,600	2,214.00	14,612,400
フジ・コーポレーション	9,300	1,761.00	16,377,300
ユナイテッドアローズ	21,800	1,830.00	39,894,000
ハイデイ日高	27,400	2,755.00	75,487,000
YU-WA Creation Holdings	10,200	155.00	1,581,000
コロワイド	78,900	2,352.50	185,612,250
壺番屋	14,600	5,380.00	78,548,000
PLANT	3,500	1,338.00	4,683,000
スギホールディングス	37,000	6,142.00	227,254,000
薬王堂ホールディングス	9,100	2,749.00	25,015,900
スクロール	27,800	918.00	25,520,400
ヨンドシーホールディングス	17,600	1,923.00	33,844,800
木曽路	27,900	2,661.00	74,241,900
SRSホールディングス	30,700	1,039.00	31,897,300
千趣会	34,900	410.00	14,309,000
リテールパートナーズ	27,500	1,796.00	49,390,000
ケーヨー	25,400	1,298.00	32,969,200
上新電機	18,300	2,287.00	41,852,100

日本瓦斯	97,400	2,324.00	226,357,600	
ロイヤルホールディングス	32,300	2,566.00	82,881,800	
いなげや	17,900	1,597.00	28,586,300	
チョダ	18,100	819.00	14,823,900	
ライフコーポレーション	19,300	3,410.00	65,813,000	
リンガーハット	23,700	2,335.00	55,339,500	
MrMaxHD	26,400	621.00	16,394,400	
AOKIホールディングス	39,800	1,105.00	43,979,000	
オークワ	26,600	838.00	22,290,800	
コメリ	28,400	3,175.00	90,170,000	
青山商事	39,500	1,456.00	57,512,000	
しまむら	21,600	14,680.00	317,088,000	
はせがわ	7,300	358.00	2,613,400	
高島屋	126,900	2,046.50	259,700,850	
松屋	31,200	904.00	28,204,800	
エイチ・ツー・オー リテイリング	81,300	1,647.00	133,901,100	
近鉄百貨店	8,000	2,633.00	21,064,000	
丸井グループ	121,800	2,408.50	293,355,300	
アクシアル リテイリング	12,600	3,920.00	49,392,000	
イオン	622,100	3,125.00	1,944,062,500	
イズミ	32,600	3,823.00	124,629,800	
平和堂	30,700	2,316.00	71,101,200	
フジ	28,200	1,906.00	53,749,200	
ヤオコー	20,800	7,739.00	160,971,200	
ゼビオホールディングス	25,300	942.00	23,832,600	
ケーズホールディングス	130,000	1,307.00	169,910,000	
Olympicグループ	5,500	509.00	2,799,500	
日産東京販売ホールディングス	16,600	464.00	7,702,400	
シルバーライフ	4,000	1,040.00	4,160,000	
Genky DrugStores	8,100	5,210.00	42,201,000	
ナルミヤ・インターナショナル	2,400	1,020.00	2,448,000	
ブックオフグループホールディングス	9,800	1,040.00	10,192,000	
ギフトホールディングス	8,000	2,165.00	17,320,000	
アインホールディングス	25,400	4,217.00	107,111,800	
元気寿司	10,600	3,450.00	36,570,000	
ヤマダホールディングス	565,300	429.70	242,909,410	

アークランズ	55,100	1,607.00	88,545,700	
ニトリホールディングス	66,800	16,015.00	1,069,802,000	
グルメ杵屋	15,300	1,080.00	16,524,000	
愛眼	9,000	171.00	1,539,000	
ケーユーホールディングス	9,000	1,125.00	10,125,000	
吉野家ホールディングス	67,700	3,366.00	227,878,200	
松屋フーズホールディングス	8,800	4,815.00	42,372,000	
サガミホールディングス	27,800	1,333.00	37,057,400	
関西フードマーケット	12,800	1,375.00	17,600,000	
玉将フードサービス	13,700	7,900.00	108,230,000	
ミニストップ	13,400	1,527.00	20,461,800	
アークス	33,800	2,780.00	93,964,000	
バローホールディングス	35,200	2,273.00	80,009,600	
ベルク	9,200	6,730.00	61,916,000	
大庄	8,100	1,261.00	10,214,100	
ファーストリテイリング	82,600	35,580.00	2,938,908,000	
サンドラッグ	62,000	4,044.00	250,728,000	
サックスパー ホールディングス	17,900	841.00	15,053,900	
ヤマザワ	2,600	1,261.00	3,278,600	
やまや	2,700	2,887.00	7,794,900	
ベルーナ	44,900	619.00	27,793,100	
いよぎんホールディングス	203,300	981.30	199,498,290	
しずおかフィナンシャルグループ	379,500	1,230.00	466,785,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	143,800	1,160.00	166,808,000	
楽天銀行	59,400	2,428.00	144,223,200	
京都フィナンシャルグループ	54,100	8,281.00	448,002,100	
島根銀行	3,900	528.00	2,059,200	
じもとホールディングス	10,000	497.00	4,970,000	
めぶきフィナンシャルグループ	847,600	436.30	369,807,880	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	21,900	4,360.00	95,484,000	
九州フィナンシャルグループ	330,600	915.60	302,697,360	
ゆうちょ銀行	1,877,000	1,378.50	2,587,444,500	
富山第一銀行	54,200	893.00	48,400,600	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	916,500	667.80	612,038,700	
西日本フィナンシャルホールディングス	96,400	1,804.00	173,905,600	
三十三フィナンシャルグループ	15,300	1,832.00	28,029,600	

第四北越フィナンシャルグループ	26,800	3,840.00	102,912,000	
ひろぎんホールディングス	243,100	935.90	227,517,290	
おきなわフィナンシャルグループ	14,600	2,485.00	36,281,000	
十六フィナンシャルグループ	22,100	3,860.00	85,306,000	
北國フィナンシャルホールディングス	18,000	4,640.00	83,520,000	
プロクレアホールディングス	19,500	1,917.00	37,381,500	
あいちフィナンシャルグループ	26,300	2,346.00	61,699,800	
あおぞら銀行	122,700	3,006.00	368,836,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,697,400	1,244.50	13,312,914,300	
りそなホールディングス	1,991,700	763.40	1,520,463,780	
三井住友トラスト・ホールディングス	306,600	5,523.00	1,693,351,800	
三井住友フィナンシャルグループ	1,214,500	7,031.00	8,539,149,500	
千葉銀行	476,000	1,088.50	518,126,000	
群馬銀行	331,500	692.90	229,696,350	
武蔵野銀行	23,800	2,679.00	63,760,200	
千葉興業銀行	28,200	900.00	25,380,000	
筑波銀行	75,000	278.00	20,850,000	
七十七銀行	49,700	3,315.00	164,755,500	
秋田銀行	11,400	1,998.00	22,777,200	
山形銀行	19,000	1,126.00	21,394,000	
岩手銀行	10,800	2,605.00	28,134,000	
東邦銀行	135,100	286.00	38,638,600	
東北銀行	5,500	1,189.00	6,539,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	148,800	3,743.00	556,958,400	
スルガ銀行	150,600	662.00	99,697,200	
八十二銀行	366,500	832.00	304,928,000	
山梨中央銀行	19,100	1,861.00	35,545,100	
大垣共立銀行	32,600	1,983.00	64,645,800	
福井銀行	15,300	1,557.00	23,822,100	
清水銀行	6,800	1,649.00	11,213,200	
富山銀行	1,700	1,697.00	2,884,900	
滋賀銀行	28,400	4,020.00	114,168,000	
南都銀行	25,700	2,561.00	65,817,700	
百五銀行	160,700	548.00	88,063,600	
紀陽銀行	61,100	1,541.00	94,155,100	
ほくほくフィナンシャルグループ	105,700	1,713.50	181,116,950	

山陰合同銀行	106,900	985.00	105,296,500	
鳥取銀行	3,600	1,303.00	4,690,800	
百十四銀行	16,800	2,789.00	46,855,200	
四国銀行	27,100	1,023.00	27,723,300	
阿波銀行	24,000	2,360.00	56,640,000	
大分銀行	10,300	2,683.00	27,634,900	
宮崎銀行	10,300	2,835.00	29,200,500	
佐賀銀行	10,000	1,980.00	19,800,000	
琉球銀行	36,300	1,161.00	42,144,300	
セブン銀行	535,400	294.40	157,621,760	
みずほフィナンシャルグループ	2,305,600	2,448.50	5,645,261,600	
高知銀行	3,900	985.00	3,841,500	
山口フィナンシャルグループ	167,500	1,314.00	220,095,000	
名古屋銀行	11,200	5,720.00	64,064,000	
北洋銀行	258,800	391.00	101,190,800	
大光銀行	3,400	1,372.00	4,664,800	
愛媛銀行	23,000	1,079.00	24,817,000	
トマト銀行	3,700	1,145.00	4,236,500	
京葉銀行	71,700	695.00	49,831,500	
栃木銀行	85,300	343.00	29,257,900	
北日本銀行	6,000	2,232.00	13,392,000	
東和銀行	31,300	625.00	19,562,500	
福島銀行	12,000	261.00	3,132,000	
大東銀行	4,400	790.00	3,476,000	
トモニホールディングス	138,000	489.00	67,482,000	
フィデアホールディングス	17,600	1,539.00	27,086,400	
池田泉州ホールディングス	236,900	361.00	85,520,900	
F P G	57,900	1,490.00	86,271,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	14,000	1,635.00	22,890,000	
マーキュリアホールディングス	6,000	758.00	4,548,000	
S B I ホールディングス	250,000	3,234.00	808,500,000	
ジャフコ グループ	51,000	1,641.00	83,691,000	
大和証券グループ本社	1,323,300	949.40	1,256,341,020	
野村ホールディングス	2,872,700	602.80	1,731,663,560	
岡三証券グループ	150,100	699.00	104,919,900	
丸三証券	57,000	862.00	49,134,000	

東洋証券	45,700	298.00	13,618,600	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	203,000	537.00	109,011,000	
光世証券	2,900	531.00	1,539,900	
水戸証券	50,700	438.00	22,206,600	
いちよし証券	32,200	711.00	22,894,200	
松井証券	84,200	752.00	63,318,400	
マネックスグループ	167,500	650.00	108,875,000	
極東証券	23,500	1,081.00	25,403,500	
岩井コスモホールディングス	19,500	1,762.00	34,359,000	
アイザワ証券グループ	24,800	1,160.00	28,768,000	
マネーパートナーズグループ	12,400	288.00	3,571,200	
スパークス・グループ	19,100	1,454.00	27,771,400	
かんぽ生命保険	174,000	2,763.50	480,849,000	
F P パートナー	3,400	4,185.00	14,229,000	
S O M P O ホールディングス	270,600	6,492.00	1,756,735,200	
アニコム ホールディングス	58,000	579.00	33,582,000	
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	382,400	5,582.00	2,134,556,800	
第一生命ホールディングス	834,600	3,054.00	2,548,868,400	
東京海上ホールディングス	1,688,400	3,419.00	5,772,639,600	
T & D ホールディングス	496,600	2,598.50	1,290,415,100	
アドバンスクリエイト	9,900	965.00	9,553,500	
全国保証	44,700	4,808.00	214,917,600	
あんしん保証	6,600	260.00	1,716,000	
イントラスト	4,700	810.00	3,807,000	
日本モーゲージサービス	6,800	530.00	3,604,000	
C a s a	4,700	827.00	3,886,900	
アルヒ	16,800	819.00	13,759,200	
プレミアグループ	29,000	1,673.00	48,517,000	
ネットプロテクションズホールディングス	57,800	287.00	16,588,600	
クレディセゾン	108,400	2,292.50	248,507,000	
芙蓉総合リース	15,700	12,100.00	189,970,000	
みずほリース	28,700	5,170.00	148,379,000	
東京センチュリー	32,000	5,669.00	181,408,000	
日本証券金融	63,000	1,561.00	98,343,000	
アイフル	252,300	376.00	94,864,800	

リコーリース	16,300	4,585.00	74,735,500
イオンフィナンシャルサービス	98,300	1,246.00	122,481,800
アコム	305,700	342.30	104,641,110
ジャックス	18,300	5,210.00	95,343,000
オリエントコーポレーション	56,000	1,060.00	59,360,000
オリックス	1,041,300	2,672.50	2,782,874,250
三菱HCキャピタル	761,400	991.90	755,232,660
九州リースサービス	5,600	941.00	5,269,600
日本取引所グループ	445,800	3,159.00	1,408,282,200
イー・ギャランティ	28,000	1,804.00	50,512,000
アサックス	5,600	660.00	3,696,000
NECキャピタルソリューション	8,500	3,275.00	27,837,500
R o b o t H o m e	51,000	195.00	9,945,000
大東建託	62,600	15,895.00	995,027,000
いちご	198,700	345.00	68,551,500
日本駐車場開発	183,900	205.00	37,699,500
スター・マイカ・ホールディングス	21,000	611.00	12,831,000
S R Eホールディングス	8,600	2,529.00	21,749,400
A Dワークスグループ	28,600	246.00	7,035,600
ヒューリック	398,900	1,393.00	555,667,700
野村不動産ホールディングス	95,200	3,614.00	344,052,800
三重交通グループホールディングス	37,800	567.00	21,432,600
サムティ	27,500	2,449.00	67,347,500
ディア・ライフ	30,000	759.00	22,770,000
地主	13,400	2,025.00	27,135,000
プレサンスコーポレーション	27,500	1,643.00	45,182,500
ハウスコム	2,600	807.00	2,098,200
J P M C	10,500	1,120.00	11,760,000
サンセイランディック	4,100	1,020.00	4,182,000
フージャースホールディングス	26,300	1,046.00	27,509,800
オープンハウスグループ	62,700	4,986.00	312,622,200
東急不動産ホールディングス	514,300	915.00	470,584,500
飯田グループホールディングス	163,900	2,331.50	382,132,850
イーグランド	2,200	1,472.00	3,238,400
ムゲンエステート	8,300	1,168.00	9,694,400
A n d D oホールディングス	10,300	1,009.00	10,392,700

シーアールイー	9,900	1,537.00	15,216,300	
ケイアイスター不動産	8,400	4,210.00	35,364,000	
グッドコムアセット	16,600	928.00	15,404,800	
ジェイ・エス・ビー	8,800	2,389.00	21,023,200	
ロードスターキャピタル	11,500	2,012.00	23,138,000	
テンポイノベーション	4,100	1,097.00	4,497,700	
フェイスネットワーク	3,600	1,314.00	4,730,400	
パーク24	111,300	1,725.00	191,992,500	
パラカ	6,400	1,998.00	12,787,200	
三井不動産	790,100	3,364.00	2,657,896,400	
三菱地所	1,116,900	1,976.50	2,207,552,850	
平和不動産	27,900	3,885.00	108,391,500	
東京建物	149,600	2,044.50	305,857,200	
京阪神ビルディング	32,400	1,317.00	42,670,800	
住友不動産	247,200	4,024.00	994,732,800	
テーオーシー	31,900	614.00	19,586,600	
東京楽天地	3,000	4,210.00	12,630,000	
レオパレス21	170,900	350.00	59,815,000	
スターツコーポレーション	24,700	2,840.00	70,148,000	
フジ住宅	24,900	697.00	17,355,300	
空港施設	25,200	561.00	14,137,200	
明和地所	9,100	1,154.00	10,501,400	
ゴールドクレスト	14,200	2,033.00	28,868,600	
エスリード	8,300	3,060.00	25,398,000	
日神グループホールディングス	28,700	499.00	14,321,300	
日本エスコン	32,000	902.00	28,864,000	
MIRARTHホールディングス	78,500	444.00	34,854,000	
AVANTIA	7,200	835.00	6,012,000	
イオンモール	88,900	1,750.00	155,575,000	
毎日コムネット	5,200	708.00	3,681,600	
ファースト住建	5,200	1,087.00	5,652,400	
カチタス	46,200	2,150.00	99,330,000	
トーセイ	28,800	1,923.00	55,382,400	
穴吹興産	2,600	1,994.00	5,184,400	
サンフロンティア不動産	25,700	1,521.00	39,089,700	
FJネクストホールディングス	18,600	1,186.00	22,059,600	

インテリックス	2,800	508.00	1,422,400	
ランドビジネス	4,200	304.00	1,276,800	
サンネクスタグループ	4,100	943.00	3,866,300	
グランディハウス	12,200	624.00	7,612,800	
日本空港ビルディング	60,500	6,595.00	398,997,500	
明豊ファシリティワークス	6,400	790.00	5,056,000	
L I F U L L	62,300	232.00	14,453,600	
M I X I	38,400	2,313.00	88,819,200	
ジェイエシーリクルートメント	16,200	2,425.00	39,285,000	
日本M&Aセンターホールディングス	284,500	652.80	185,721,600	
メンバーズ	6,300	1,109.00	6,986,700	
中広	2,400	428.00	1,027,200	
UTグループ	23,700	2,081.00	49,319,700	
アイティメディア	7,000	970.00	6,790,000	
E・Jホールディングス	10,600	1,596.00	16,917,600	
オープンアップグループ	53,600	1,948.00	104,412,800	
コシダカホールディングス	53,700	1,050.00	56,385,000	
アルトナー	4,300	1,762.00	7,576,600	
パソナグループ	21,800	1,450.00	31,610,000	
C D S	3,100	1,723.00	5,341,300	
リンクアンドモチベーション	51,300	414.00	21,238,200	
エス・エム・エス	62,600	2,582.50	161,664,500	
サニーサイドアップグループ	3,900	793.00	3,092,700	
パーソルホールディングス	1,816,200	249.20	452,597,040	
リニカル	7,200	600.00	4,320,000	
クックパッド	51,300	113.00	5,796,900	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	6,300	646.00	4,069,800	
学情	9,300	1,803.00	16,767,900	
スタジオアリス	9,100	2,056.00	18,709,600	
シミックホールディングス	8,800	2,645.00	23,276,000	
エプロ	3,700	771.00	2,852,700	
N J S	4,000	2,689.00	10,756,000	
総合警備保障	298,100	861.50	256,813,150	
カカコム	118,000	1,648.00	194,464,000	
アイロムグループ	7,400	2,003.00	14,822,200	
セントケア・ホールディング	13,300	959.00	12,754,700	

サイネックス	2,500	814.00	2,035,000	
ルネサンス	14,200	885.00	12,567,000	
ディップ	27,400	3,100.00	84,940,000	
デジタルホールディングス	12,900	1,150.00	14,835,000	
新日本科学	16,400	1,561.00	25,600,400	
キャリアデザインセンター	2,600	1,911.00	4,968,600	
ベネフィット・ワン	62,200	1,161.50	72,245,300	
エムスリー	352,400	2,534.00	892,981,600	
ツカダ・グローバルホールディング	7,600	375.00	2,850,000	
アウトソーシング	114,700	1,221.50	140,106,050	
ウェルネット	9,600	550.00	5,280,000	
ワールドホールディングス	8,100	2,525.00	20,452,500	
ディー・エヌ・エー	63,600	1,512.00	96,163,200	
博報堂DYホールディングス	227,600	1,278.50	290,986,600	
ぐるなび	34,300	297.00	10,187,100	
タカミヤ	24,800	462.00	11,457,600	
ジャパンベストレスクューシステム	8,900	646.00	5,749,400	
ファンコミュニケーションズ	32,300	405.00	13,081,500	
ライク	6,800	1,409.00	9,581,200	
A o b a - B B T	5,200	398.00	2,069,600	
エスプール	52,100	377.00	19,641,700	
WDBホールディングス	9,200	2,225.00	20,470,000	
ティア	7,700	451.00	3,472,700	
CDG	1,500	1,211.00	1,816,500	
アドウェイズ	25,100	518.00	13,001,800	
バリューコマース	15,900	1,212.00	19,270,800	
インフォマート	185,900	419.00	77,892,100	
J Pホールディングス	52,000	351.00	18,252,000	
エコナックホールディングス	12,300	142.00	1,746,600	
CLホールディングス	5,100	815.00	4,156,500	
プレステージ・インターナショナル	83,900	649.00	54,451,100	
アミューズ	11,100	1,503.00	16,683,300	
ドリームインキュベータ	6,200	2,942.00	18,240,400	
クイック	12,500	2,177.00	27,212,500	
TAC	7,300	200.00	1,460,000	
電通グループ	175,300	4,500.00	788,850,000	

イオンファンタジー	6,500	2,761.00	17,946,500
シーティーエス	23,000	675.00	15,525,000
ネクシィーズグループ	4,000	749.00	2,996,000
H. U. グループホールディングス	52,300	2,506.50	131,089,950
アルプス技研	17,000	2,704.00	45,968,000
日本空調サービス	19,500	796.00	15,522,000
オリエンタルランド	943,600	5,088.00	4,801,036,800
ダスキン	39,800	3,167.00	126,046,600
明光ネットワークジャパン	22,100	706.00	15,602,600
ファルコホールディングス	8,200	2,027.00	16,621,400
ラウンドワン	168,300	556.00	93,574,800
リゾートトラスト	77,600	2,189.50	169,905,200
ビー・エム・エル	22,000	2,807.00	61,754,000
リソー教育	92,300	240.00	22,152,000
早稲田アカデミー	10,100	1,528.00	15,432,800
ユー・エス・エス	200,100	2,883.50	576,988,350
東京個別指導学院	21,700	521.00	11,305,700
サイバーエージェント	394,300	810.70	319,659,010
楽天グループ	1,527,500	554.00	846,235,000
クリーク・アンド・リバー社	9,100	2,024.00	18,418,400
S B I グローバルアセットマネジメント	35,400	553.00	19,576,200
テー・オー・ダブリュー	35,900	314.00	11,272,600
山田コンサルティンググループ	9,200	1,693.00	15,575,600
セントラルスポーツ	6,800	2,447.00	16,639,600
フルキャストホールディングス	17,200	1,806.00	31,063,200
エン・ジャパン	29,200	2,258.00	65,933,600
リソルホールディングス	1,100	5,260.00	5,786,000
テクノプロ・ホールディングス	105,600	3,305.00	349,008,000
アトラグループ	3,600	210.00	756,000
アイ・アールジャパンホールディングス	9,500	1,436.00	13,642,000
K e e P e r 技研	11,100	6,500.00	72,150,000
ファーストロジック	3,400	493.00	1,676,200
三機サービス	2,100	1,099.00	2,307,900
G u n o s y	14,600	693.00	10,117,800
デザインワン・ジャパン	4,800	170.00	816,000
イー・ガーディアン	6,900	1,549.00	10,688,100

リブセンス	6,500	287.00	1,865,500	
ジャパンマテリアル	54,700	2,282.00	124,825,400	
ベクトル	22,100	1,088.00	24,044,800	
ウチヤマホールディングス	5,900	357.00	2,106,300	
チャーム・ケア・コーポレーション	15,100	1,198.00	18,089,800	
キャリアリンク	6,700	2,115.00	14,170,500	
I B J	14,100	655.00	9,235,500	
アサンテ	9,000	1,578.00	14,202,000	
バリューHR	15,800	1,301.00	20,555,800	
M&Aキャピタルパートナーズ	14,500	2,117.00	30,696,500	
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,300	1,029.00	7,511,700	
E R I ホールディングス	3,200	1,670.00	5,344,000	
アビスト	1,900	3,080.00	5,852,000	
シグマクシス・ホールディングス	24,200	1,291.00	31,242,200	
ウィルグループ	15,100	1,092.00	16,489,200	
エスクロー・エージェント・ジャパン	14,700	142.00	2,087,400	
メドピア	16,000	1,041.00	16,656,000	
レアジョブ	2,600	960.00	2,496,000	
リクルートホールディングス	1,320,000	4,597.00	6,068,040,000	
エラン	24,000	877.00	21,048,000	
土木管理総合試験所	6,400	321.00	2,054,400	
日本郵政	2,095,300	1,298.00	2,719,699,400	
ベルシステム24ホールディングス	19,300	1,671.00	32,250,300	
鎌倉新書	15,700	595.00	9,341,500	
SMN	3,600	301.00	1,083,600	
グローバルキッズCOMPANY	2,700	660.00	1,782,000	
エアトリ	13,200	1,891.00	24,961,200	
アトラエ	10,800	980.00	10,584,000	
ストライク	7,600	3,555.00	27,018,000	
ソラスト	49,600	605.00	30,008,000	
セラク	5,700	1,241.00	7,073,700	
インソース	39,000	1,037.00	40,443,000	
ベイカレント・コンサルティング	131,100	4,389.00	575,397,900	
Orchestra Holdings	4,100	995.00	4,079,500	
アイモバイル	24,400	481.00	11,736,400	
キャリアインデックス	5,100	256.00	1,305,600	

MS-J a p a n	5,900	1,154.00	6,808,600	
船場	2,800	928.00	2,598,400	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	57,900	2,062.00	119,389,800	
フルテック	1,900	1,176.00	2,234,400	
G a m e W i t h	4,500	322.00	1,449,000	
MS&C o n s u l t i n g	1,900	665.00	1,263,500	
ウェルビー	13,500	688.00	9,288,000	
エル・ティー・エス	2,100	3,165.00	6,646,500	
ミダックホールディングス	11,000	1,745.00	19,195,000	
キュービーネットホールディングス	8,700	1,622.00	14,111,400	
R P Aホールディングス	25,100	286.00	7,178,600	
スプリックス	3,800	805.00	3,059,000	
マネジメントソリューションズ	7,700	2,776.00	21,375,200	
プロレド・パートナーズ	5,100	381.00	1,943,100	
テノ. ホールディングス	2,000	493.00	986,000	
フロンティア・マネジメント	5,200	1,640.00	8,528,000	
ピアラ	2,900	403.00	1,168,700	
コプロ・ホールディングス	4,200	1,256.00	5,275,200	
ギークス	2,000	648.00	1,296,000	
アンビスホールディングス	19,200	3,025.00	58,080,000	
カープスホールディングス	49,200	654.00	32,176,800	
フォーラムエンジニアリング	12,300	1,521.00	18,708,300	
F a s t F i t n e s s J a p a n	6,300	1,248.00	7,862,400	
ダイレクトマーケティングミックス	19,100	449.00	8,575,900	
ポピンズ	2,900	1,390.00	4,031,000	
L I T A L I C O	14,000	2,085.00	29,190,000	
コンフィデンス・インターワークス	1,000	1,486.00	1,486,000	
アドバンテッジリスクマネジメント	6,100	468.00	2,854,800	
リログループ	89,500	1,607.00	143,826,500	
東祥	12,700	842.00	10,693,400	
I D & Eホールディングス	10,800	3,360.00	36,288,000	
ビーウィズ	4,700	2,162.00	10,161,400	
T R Eホールディングス	34,400	1,171.00	40,282,400	
人・夢・技術グループ	6,900	1,737.00	11,985,300	
N I S S Oホールディングス	15,800	781.00	12,339,800	

大栄環境	32,500	2,263.00	73,547,500	
日本管財ホールディングス	18,800	2,515.00	47,282,000	
M&A総研ホールディングス	8,600	3,930.00	33,798,000	
エイチ・アイ・エス	52,000	1,755.00	91,260,000	
ラックランド	8,200	2,814.00	23,074,800	
共立メンテナンス	28,000	6,065.00	169,820,000	
イチネンホールディングス	19,100	1,501.00	28,669,100	
建設技術研究所	9,200	4,705.00	43,286,000	
スペース	12,300	884.00	10,873,200	
燦ホールディングス	17,000	1,077.00	18,309,000	
スバル興業	1,000	13,270.00	13,270,000	
東京テアトル	4,400	1,069.00	4,703,600	
タナベコンサルティンググループ	5,600	998.00	5,588,800	
ナガワ	5,600	6,590.00	36,904,000	
東京都競馬	15,000	4,165.00	62,475,000	
カナモト	27,800	2,503.00	69,583,400	
ニシオホールディングス	16,700	3,570.00	59,619,000	
トランス・コスモス	22,200	3,100.00	68,820,000	
乃村工藝社	78,100	857.00	66,931,700	
藤田観光	7,100	3,905.00	27,725,500	
KNT-CTホールディングス	10,600	1,276.00	13,525,600	
トーカイ	15,900	1,902.00	30,241,800	
セコム	181,600	10,585.00	1,922,236,000	
セントラル警備保障	9,700	2,572.00	24,948,400	
丹青社	34,900	868.00	30,293,200	
メイテックグループホールディングス	64,300	2,864.00	184,155,200	
応用地質	16,800	2,316.00	38,908,800	
船井総研ホールディングス	37,200	2,504.00	93,148,800	
進学会ホールディングス	4,900	278.00	1,362,200	
オオバ	7,700	927.00	7,137,900	
いであ	3,400	1,633.00	5,552,200	
学究社	7,300	1,973.00	14,402,900	
ベネッセホールディングス	60,100	1,908.00	114,670,800	
イオンディライト	19,800	3,350.00	66,330,000	
ナック	7,900	976.00	7,710,400	
ダイセキ	36,500	4,135.00	150,927,500	

ステップ	6,700	1,876.00	12,569,200	
合 計	261,439,400		576,021,081,110	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

2 【ファンドの現況】

【SMT TOPIXインデックス・オープン】

【純資産額計算書】

(2023年11月30日現在)

I 資産総額	26,980,839,714円
II 負債総額	36,409,652円
III 純資産総額 (I - II)	26,944,430,062円
IV 発行済口数	12,153,420,266口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.2170円
(1万口当たり純資産額)	(22,170円)

(参考)

国内株式インデックス マザーファンド

純資産額計算書

(2023年11月30日現在)

I 資産総額	593,783,273,527円
II 負債総額	695,177,511円
III 純資産総額 (I - II)	593,088,096,016円
IV 発行済口数	243,435,511,696口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.4363円
(1万口当たり純資産額)	(24,363円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

① 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

② 受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2023年11月30日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に對して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネージャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定しま

す。

[DO (実行)]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK (検証・評価)]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN-DO-CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2024 年 2 月 9 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2023 年 11 月 30 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	528	14,380,411
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	64	217,711
単位型公社債投資信託	51	174,255
合計	643	14,772,377

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- また、第 38 期事業年度の中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 澤 孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,675	23,067
金銭の信託	14,913	14,693
前払費用	166	198
未収委託者報酬	9,067	9,147
未収運用受託報酬	6,252	5,815
未収収益	179	176
短期差入証拠金	2,528	3,541
その他	2,363	1,566
流動資産合計	57,146	58,207
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 289	※1 255
器具備品	※1 687	※1 560
有形固定資産合計	976	816
無形固定資産		
ソフトウェア	6,292	7,203
その他	31	40
無形固定資産合計	6,324	7,244
投資その他の資産		
投資有価証券	6,607	4,063
関係会社株式	5,636	5,636
繰延税金資産	907	1,181
その他	31	31
投資その他の資産合計	13,182	10,911
固定資産合計	20,482	18,972
資産合計	77,629	77,179

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	47	49
未払金	8,285	7,174
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,561	4,586
その他未払金	3,723	2,588
未払費用	1,049	1,089
未払法人税等	504	726
賞与引当金	578	613
その他	1,958	303
流動負債合計	12,423	9,958
固定負債		
退職給付引当金	820	904
資産除去債務	153	153
その他	12	27
固定負債合計	986	1,086
負債合計	13,410	11,044
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	41,948	44,755
利益剰余金合計	44,548	47,355
株主資本合計	63,788	66,595
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	941	49
繰延ヘッジ損益	△509	△510
評価・換算差額等合計	431	△460
純資産合計	64,219	66,134
負債・純資産合計	77,629	77,179

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	41,730	40,724
運用受託報酬	11,883	10,918
その他営業収益	390	351
営業収益合計	54,004	51,993
営業費用		
支払手数料	20,567	20,123
広告宣伝費	286	307
公告費	—	2
調査費	5,567	5,309
調査費	1,062	1,104
委託調査費	4,487	4,191
図書費	17	13
営業雑経費	5,201	5,842
通信費	68	77
印刷費	454	419
協会費	55	58
諸会費	35	38
情報機器関連費	4,473	5,153
その他営業雑経費	112	94
営業費用合計	31,622	31,585
一般管理費		
給料	6,295	6,451
役員報酬	249	318
給料・手当	5,072	5,144
賞与	972	987
退職給付費用	254	252
福利費	632	671
交際費	3	7
旅費交通費	20	122
租税公課	327	289
不動産賃借料	323	327
寄付金	5	—
減価償却費	989	1,698
業務委託費	1,081	1,277
諸経費	1,301	1,454
一般管理費合計	11,234	12,553
営業利益	11,147	7,854

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取利息	2	57
収益分配金	16	4
投資有価証券売却益	0	738
投資有価証券償還益	219	121
デリバティブ利益	—	565
その他	8	11
営業外収益合計	247	1,499
営業外費用		
金銭の信託運用損	332	158
投資有価証券売却損	0	16
為替差損	291	1,227
デリバティブ費用	1,191	—
その他	33	32
営業外費用合計	1,848	1,435
経常利益	9,545	7,918
特別損失		
退職給付費用	120	—
特別損失合計	120	—
税引前当期純利益	9,425	7,918
法人税、住民税及び事業税	3,403	2,350
法人税等調整額	△465	119
法人税等合計	2,937	2,470
当期純利益	6,487	5,448

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	38,258	40,858	60,098
当期変動額					
剰余金の配当			△2,797	△2,797	△2,797
当期純利益			6,487	6,487	6,487
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,689	3,689	3,689
当期末残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	791	△65	726	60,824
当期変動額				
剰余金の配当				△2,797
当期純利益				6,487
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	149	△444	△295	△295
当期変動額合計	149	△444	△295	3,394
当期末残高	941	△509	431	64,219

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788
当期変動額					
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641
当期純利益			5,448	5,448	5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,807	2,807	2,807
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期差入証拠金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた4,891百万円は、「短期差入証拠金」2,528百万円、「その他」2,363百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建 物	146 百万円	184 百万円
器具備品	535 "	681 "
計	681 "	866 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,797	932,488	2021年3月31日	2021年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,641	利益剰余金	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通 株式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用してしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(1) *2、*3及び(注2)参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
前事業年度 (2022年3月31日)

区 分	貸借対照表計上額 (百万円) (*1、*2)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*3)	—	196	—	196
資産計	—	196	—	196
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,333)	(80)	—	(1,413)
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(71)	—	(71)
デリバティブ取引計	(1,333)	(151)	—	(1,485)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、投資信託 (貸借対照表計上額 6,474 百万円) 及び組合出資金等 (貸借対照表計上額 133 百万円) は上記に含めておりません。

(*3) 金銭の信託の信託財産のうち、投資信託 (貸借対照表計上額 13,876 百万円) 及び組合出資金等 (貸借対照表計上額 840 百万円) は上記に含めておりません。これらも含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は 14,913 百万円であります。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度 (2023年3月31日)

区 分	貸借対照表計上額 (百万円) (*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	—	13,733
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	3,844	—	3,844
資産計	1,029	16,547	—	17,577
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10)	(48)	—	(58)
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(88)	—	(88)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	—	(147)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等 (貸借対照表計上額は 960 百万円) は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は 14,693 百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等 (貸借対照表計上額 218 百万円) は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金は、短期間 (1 年以内) で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
投資有価証券	0	0
関係会社株式	5,636	5,636

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,675	—	—	—
未収委託者報酬	9,067	—	—	—
未収運用受託報酬	6,252	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	108	1,712	0

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	—	—	—
未収委託者報酬	9,147	—	—	—
未収運用受託報酬	5,815	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	594	2,144	38

(有価証券関係)

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	5,636	5,636

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	4,888	3,403	1,485
小計	4,888	3,403	1,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,585	1,711	△126
小計	1,585	1,711	△126
合計	6,474	5,115	1,358

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
 なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非上場株式	0	0
組合出資金等	133	218

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	7	0	0

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度 (2022年3月31日)

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,498	—	△54	△54
	英ポンド	277	—	△1	△1
	カナダドル	111	—	△1	△1
	スイスフラン	139	—	△2	△2
	香港ドル	190	—	△1	△1
	ユーロ	676	—	△18	△18
	買建 ユーロ	21	—	0	0
	合計	6,915	—	△80	△80

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度 (2023年3月31日)

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,923	—	△21	△21
	英ポンド	256	—	△6	△6
	カナダドル	109	—	△1	△1
	スイスフラン	163	—	△2	△2
	香港ドル	202	—	△0	△0
	ユーロ	651	—	△19	△19
	買建 米ドル	152	—	3	3
	合計	7,458	—	△48	△48

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度 (2022年3月31日)

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,197	—	△1,333	△1,333
合計		17,197	—	△1,333	△1,333

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度 (2023年3月31日)

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	—	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	—	△0	△0
合計		12,378	—	△10	△10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度 (2022年3月31日)

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		4,422	—	△43
	英ポンド		3,297	—	△21
	スイスフラン		79	—	△1
	香港ドル		119	—	△1
	ユーロ		125	—	△3
	人民元		13	—	△0
合計			8,057	—	△71

当事業年度 (2023年3月31日)

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,729	—	△6
	英ポンド		3,228	—	△81
	スイスフラン		20	—	△0
	香港ドル		83	—	△0
	ユーロ	21	—	△0	
合計			5,082	—	△88

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	626	820
勤務費用	124	133
利息費用	2	3
数理計算上の差異の発生額	—	6
退職給付の支払額	△81	△57
簡便法で計算した退職給付費用	8	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	—
その他	18	—
退職給付債務の期末残高	820	911

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	820	911
未認識数理計算上の差異	—	△6
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904
退職給付引当金	820	904
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	124	133
利息費用	2	3
簡便法で計算した退職給付費用	8	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	—
その他	18	—
確定給付制度に係る退職給付費用	274	142

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 100 百万円、当事業年度 109 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	112	百万円	58	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	177	〃	187	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	251	〃	277	〃
税務上の収益認識差額	74	〃	—	〃
税務上の費用認識差額	439		412	
繰延ヘッジ損益	224	〃	225	〃
その他	76	〃	75	〃
繰延税金資産 合計	1,357	〃	1,236	〃
繰延税金負債				
有価証券評価差額	△415	〃	△21	〃
その他	△34	〃	△32	〃
繰延税金負債 合計	△450	〃	△54	〃
繰延税金資産の純額	907	〃	1,181	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,395 百万円
次世代通信関連 世界株式戦略ファンド(*)	6,395 百万円

(*)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載していません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	10,090	未収運用受託報酬	5,421
							投信販売代行手数料等	9,701	未払手数料	1,995

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2022 年 3 月 31 日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	21,406,512 円 22 銭	22,044,962 円 63 銭
1 株当たり当期純利益金額	2,162,405 円 20 銭	1,816,227 円 49 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益	6,487 百万円	5,448 百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	6,487 百万円	5,448 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株	3,000 株

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三上和彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中洋一

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 38 期中間会計期間末

(2023 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		19,075
金銭の信託		16,243
未収委託者報酬		10,120
未収運用受託報酬		5,852
短期差入証拠金		4,241
その他		2,069
流動資産合計		57,601
固定資産		
有形固定資産	※1	727
無形固定資産		
ソフトウェア		7,456
その他		45
無形固定資産合計		7,502
投資その他の資産		
投資有価証券		4,409
関係会社株式		5,636
繰延税金資産		1,136
その他		31
投資その他の資産合計		11,213
固定資産合計		19,443
資産合計		77,045
負債の部		
流動負債		
未払金		8,680
未払法人税等		441
賞与引当金		377
その他	※2	1,624
流動負債合計		11,124
固定負債		
退職給付引当金		932
資産除去債務		154
その他		35
固定負債合計		1,121
負債合計		12,246

(単位：百万円)

第 38 期中間会計期間末

(2023 年 9 月 30 日)

純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		17,239
資本剰余金合計		17,239
利益剰余金		
利益準備金		500
その他利益剰余金		
別途積立金		2,100
繰越利益剰余金		43,700
利益剰余金合計		46,300
株主資本合計		65,540
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		164
繰延ヘッジ損益		△906
評価・換算差額等合計		△741
純資産合計		64,798
負債・純資産合計		77,045

中間損益計算書

(単位：百万円)

第 38 期中間会計期間

(自 2023 年 4 月 1 日

至 2023 年 9 月 30 日)

営業収益		
委託者報酬		21,671
運用受託報酬		5,502
その他営業収益		178
営業収益合計		27,352
営業費用		16,664
一般管理費	※1	6,965
営業利益		3,722
営業外収益	※2	1,680
営業外費用	※3	2,074
経常利益		3,327
税引前中間純利益		3,327
法人税、住民税及び事業税		846
法人税等調整額		169
法人税等合計		1,015
中間純利益		2,312

中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当中間期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
中間純利益			2,312	2,312	2,312
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	△1,055	△1,055	△1,055
当中間期末残高	500	2,100	43,700	46,300	65,540

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当中間期変動額				
剰余金の配当				△3,367
中間純利益				2,312
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	114	△395	△280	△280
当中間期変動額合計	114	△395	△280	△1,335
当中間期末残高	164	△906	△741	64,798

注記事項

(重要な会計方針)

第 38 期中間会計期間
(自 2023 年 4 月 1 日
至 2023 年 9 月 30 日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上してしております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用してしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」という。)に応じて手数料を受領してしております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領してしております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問(助言)契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領してしております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(表示方法の変更)

第 38 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
従来「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間において独立掲記することとしました。

(中間貸借対照表関係)

第 38 期中間会計期間末 (2023 年 9 月 30 日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 957 百万円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第 38 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	91 百万円
無形固定資産	972 百万円
※2 営業外収益の主要項目	
金銭の信託運用益	1,589 百万円
※3 営業外費用の主要項目	
デリバティブ費用	1,269 百万円
為替差損	784 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 38 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

第38期中間会計期間末（2023年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(1) *2、*3及び（注2）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円) (*1)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託(*2)	1,206	13,995	—	15,201
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	4,137	—	4,137
資産計	1,206	18,133	—	19,339
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	226	113	—	339
通貨関連取引	—	(134)	—	(134)
デリバティブ取引計	226	(20)	—	205

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等 (中間貸借対照表計上額 1,041 百万円) は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の中間貸借対照表計上額は 16,243 百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等 (中間貸借対照表計上額 271 百万円) は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間 (1 年以内) で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	0
関係会社株式	5,636

(有価証券関係)

第38期中間会計期間末(2023年9月30日)

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	5,636

2. その他有価証券

(単位:百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,711	2,131	580
小計	2,711	2,131	580
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,426	1,769	△343
小計	1,426	1,769	△343
合計	4,137	3,900	237

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額0百万円)及び組合出資金等(中間貸借対照表計上額271百万円)は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第38期中間会計期間(自2023年4月1日至2023年9月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,944	—	△76	△76
	英ポンド	267	—	△1	△1
	カナダドル	126	—	△1	△1
	スイスフラン	176	—	△0	△0
	香港ドル	214	—	△2	△2
	ユーロ	719	—	△3	△3
合計	7,449	—	△84	△84	

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引				
株価指数先物取引 売建	9,373	—	226	226
店頭				
トータルリターンスワップ取引 売建	3,866	—	113	113
合計	13,239	—	339	339

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,935	—	△24
	英ポンド		3,612	—	△23
	スイスフラン		22	—	△0
	香港ドル		90	—	△1
	ユーロ	51	—	△0	
合計			5,713	—	△49

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

第38期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,057百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第38期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第38期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第38期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 38 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
1株当たり純資産額	21,599,648 円 64 銭
1株当たり中間純利益	770,782 円 86 銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
中間純利益	2,312 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	2,312 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の見取条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の見取条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 親法人等又は子法人等の利益を因るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を因るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

2024年2月9日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託
SMT TOPIX インデックス・オープン
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として「国内株式インデックス マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）（以下「TOPIX」といいます。）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券に投資し、TOPIX と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
- ③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。
- ⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。
- ⑥ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託

財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
SMT TOPIX インデックス・オープン
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号にもとづく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第17条第1項、第17条第2項および第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第1項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および限度額)

第3条 委託者は、金 24,089,448 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第44条第1項、第44条第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については24,089,448口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を

乗じて得た金額とします。

- ②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者に係る収益分配金の再投資の場合は、1円以上1円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項または第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができま

す。

- ③第1項の受益権の価額は、この投資信託契約締結日以降は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④第3項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。
- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項から第5項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②第1項の申請のある場合には、第1項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第1項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、第13条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「国内株式インデックス マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 11 号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第 21 号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券また

は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第28条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第28条、第29条および第30条に掲げる取引その

他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④第1項から第3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②第1項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②第1項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②第1項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

- ②第1項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的および範囲）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②第1項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、第1項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が第1項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③第1項および第2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 26 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 27 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②第 1 項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 28 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、第 28 条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第 30 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図にもとづく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 32 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日とすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 20 年 1 月 9 日から平成 20 年 5 月 12 日までとします。

②第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

③受託者は、第 1 項および第 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 35 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用)

第 36 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われ
ます。

- ④一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払
います。
- ⑤第1項、第3項および第4項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売
会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受
益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの
信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均さ
れ、収益分配のつど調整されるものとします。また、第6項に規定する「各受益者ごとの信託時の受
益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当
該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については、第39条第1項に規定する支払開始日および第39条第2項に規
定する交付開始前までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金
については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込
みます。

- ②受託者は、第1項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金
を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請
求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から
10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に
帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が委託者の承認を得て定める解
約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、
振替受益権をもって行うものとします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約し
ます。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等
に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一
部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替
機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.05%の
率を乗じて得た信託財産留保金を控除した価額とします。
- ⑤委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約
の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消
すことができます。
- ⑥第5項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行っ
た当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回

しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、第1項および第2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④第3項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥第3項から第5項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から第5項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②第1項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、第 1 項の事項（第 1 項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③第 2 項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から第 5 項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦第 1 項から第 6 項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 50 条 (削除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これ

を交付するものとします。

(公告)

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 20 年 1 月 9 日

委託者 住信アセットマネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社